

SUMMARY ON SCREENING OF TEACHERS &
EDUCATIONAL PERSONNEL (3)

昭和二十三年二月

教職員適格審査事務提要 第三集

文部大臣官房適格審査室

4-2
3

村上	5.7
----	-----

10



目次

一、教職員の除去、就職禁止等に関する政令	（政令第六十二號昭和二二、五、二二）	一
二、「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件」施行に関する規則	（共同省令第一號昭和二二、五、二二）	三
三、教職員の適格審査をする委員会に関する規程	（文部省訓令第三號昭和二二、五、二二）	八
四、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令	（勅令第一號昭和二二、一、四）	一二
五、昭和二十二年勅令第一號施行に関する件	（勅令、内務省令第一號昭和二二、一、四）	一七
六、教職員の除去、就職禁止等に関する勅令及びその施行規則並びに審査委員会の規程の改正について	（適格審査室長通知昭和二二、五、二二）	一七
七、公民館の役員の審査について	（適格審査室長通知昭和二二、六、一一）	二七
八、教職員適格審査の規程における別表第一第一〇項に掲げるもの以外の神職養成を目的とする學校について	（適格審査室長通知昭和二二、六、一一）	二七
九、教職員 適格審査の資料について	（適格審査室長通知昭和二二、六、一三）	二九
一〇、教職員の除去に関する報告について	（適格審査室長通知昭和二二、六、一三）	三〇
一一、適格審査の状況報告について（二）	（適格審査室長通知昭和二二、六、一八）	三三
一二、大日本武徳會役員及び言論出版關係者について	（適格審査室長通知昭和二二、六、一八）	三三
一三、適格審査の状況報告について	（適格審査室長通知昭和二二、九、五）	三三
一四、第三審の請求について	（適格審査室長通知昭和二二、九、一〇）	三六
一五、教職員適格審査適用の範圍擴張について	（適格審査室長通知昭和二二、九、一六）	三六
一六、教職員の新規採用について	（適格審査室長通知昭和二二、九、二六）	三七
一七、原審差戻について	（適格審査室長通知昭和二二、一〇、一六）	三七
一八、教職員適格審査に関する施行規程並びに委員会に関する規定の改正について	（適格審査室長通知昭和二二、一二、一八）	六

一九、適格審査状況報告について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、九)……………	六九
二〇、教職不適格の判定を受け第二審又は第三審を請求中の者の他の官公職への就職について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、一二)……………	七〇
二一、職業陸海軍職員等の解任について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、一二)……………	七一
二二、教職不適格者の指定及び教職適格確認書の交付について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、一二)……………	七二
二三、大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、一六)……………	七三
二四、教職員適格審査における海軍學徒兵の取扱について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、一六)……………	七四
二五、朝鮮人の學校の職員の適格審査について……………	(適格審査室長通知昭和二三、一、二六)……………	七五
二六、本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の教職適格審査について……………	(適格審査室長通知昭和二三、二、一六)……………	七六

補 遺

一、占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令……………	(勅令第三百十一號昭和二一、六、一一)……………	七七
二、不適格者の文部省關係團體への就職禁止及び罷免について……………	(適格審査室長通知昭和二一、九、二七)……………	七八
三、適格者中特定の者の調査について……………	(適格審査室長通知昭和二三、三、七)……………	七九
四、教職員の適格審査について……………	(適格審査室長通知昭和二三、六、五)……………	八〇
五、原審差戻について……………	(適格審査室長通知昭和二三、七、二)……………	八一
六、二級官及び二級官待遇の官吏の審査に關する件……………	(總理廳官房監査課長通知昭和二三、七、三〇)……………	八二
七、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件……………	(適格審査室長通知昭和二一、一〇、二二)……………	八三
八、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體に關する件……………	(學校教育局長通知昭和二三、六、三〇)……………	八四

一、教職員の除去、就職禁止等に關する政令

政令第六十二號 昭和二十二年五月二十一日

- 第一條 昭和二十年十月二十二日附連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する管理政策に關する件及び同月三十日附教員及び教育關係官の調査、除外及び認可に關する件(以下教職に關する覺書という)に基く教職員の除去、就職禁止等についてはこの政令の定めるところによる。
- 第二條 この政令において教職とは、官立、公立又は私立の學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう。
- 第三條 教職に關する覺書に掲げる職業軍人、著名な軍國主義者若しくは極端な國家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に對する著名な反對者に該當する者としての指定を受けた者(以下教職不適格者という)が教職に在るときは、これを教職から去らしめるものとする。教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。
- 第四條 教職不適格者としての指定は、主務大臣又は都道府縣知事が、別に定める教職員適格審査委員會の審査の結果に基いて、これを行う。
- 第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受けている者又は受ける資格のある者が、教職不適格者として教職を去らしめられたときは、その者は、教職不適格者としての指定を受けた日から、その權利又は資格を失ふ。
- 主務大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認めた場合においては、前項の規定の適用を免除することができる。
- 第六條 各廳は、主務大臣の定めるところにより、第四條の指定に關して、必要な調査表を徴しなければならない。
- 第七條 教職を去らしめられた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の團體の執務の場所に出入してはならない。但し、正當の事由がある場合は、この限りでない。
- 第八條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に處する。
- 一、第三條第二項の規定に違反して、故意に教職に就き、又は就かした者

第四條 公私の恩給、年金その他の手當若しくは利益を受ける權利又は資格のある者で、令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、文部大臣又は都道府県知事は、第一條第二項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に對して、併せてその旨を通知しなければならない。

令第五條第二項の規定による同條第一項の免除は、主務大臣が、審査委員會の審査判定の結果に基いて、これを行う。

前項の免除をする場合においては、主務大臣は、本人及び第一項の給與をする者に對し、その旨を通知しなければならない。第五條 令第六條の規定による調査表は、昭和二十二年閣令・内務省令第一號別記様式（一）により、（但し文部大臣の特に定めるものに關してはこの限りでない）大學の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人（幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の教職員と、都道府縣の三級の吏員及び市吏員並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員と、圖書館・博物館・美術館等の設置者又はこれらを經營する法人の役員については都道府縣知事が、これを二通徴し、都道府縣知事が徴したものの一通は、文部大臣に送付しなければならない。

第六條 文部大臣又は都道府縣知事は、審査委員會の審査の結果、教職不適格者でないことを確認したときは、その者に對し、その申請があつたときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

第七條 第一條・第二條・第四條・第五條及び第六條の規定において、文部大臣とあるのは、逓信講習所・無線電信講習所及び逓信青年學校にあつては逓信大臣とし、水産講習所にあつては農林大臣とし、鐵道講習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道青年學校・海務學院・高等商船學校・海技專門學院・航海訓練所・商船學校・海員養成所・燈臺官吏養成所・水路部技術官養成所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所の教員その他の職員、及び運輸省の教育關係の官吏にあつては、運輸大臣とし、外務官吏研修所にあつては外務大臣とし、司法研修所及び刑務官練習所にあつては司法大臣とし、稅務講習所及び高等財務講習所にあつては大藏大臣とし、少年教護關係の者、特設中等教員養成所及び特設國民學校訓導養成所にあつては厚生大臣とし、警察學校・警察練習所及び消防練習所にあつては内務大臣とする。

附則

この省令は公布の日から、これを施行する。

別表第一

一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて左の各號の一に當る者。

1、侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者、並びに學說をもつて大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策及び滿洲事變・支那事變又は今次の戰爭に、理念的基礎を與えた者

2、獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者。

3、人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。

4、民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者。

5、自由主義・反軍國主義等の思想を持つ者、又はいづれかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者。

6、右の各號のいずれにも當らないが、軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を缺くに至つた者。

二、オチ政權若しくはファシスト政權又はその機關の顧問・囑託等、又は軍國主義的あるいは極端な國家主義的團體と特別の關係を持ち、その政策を行うことに協力した者。

三、行爲あるいは義務の不履行により、連合國軍の日本占領の目的と政策に反對の態度を公表し、又は右の目的と政策に反對させるために他人を指導した者。

四、官公吏であつて、その職務を行うにあたり宗教を迫害し、又は彈壓した者。

五、軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編集に當つた者。

六、昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合國の領土内で日本軍の授助の下に、學問上の探檢あるいは發掘事業を指揮し又はこれに参加した者。

七、連合國最高司令部によつて、個人的に罷免の指令を受けた者。

八、昭和二十一年一月四日付連合國最高司令官覺書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者及びその他すべての職業軍人。

九、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。

但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

一〇、昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者、又は次に掲げる學校の教職にあり、その學校の教育方針に對し責任ある者であつて、現在退職してゐて、あらたに教職に就こうとする者。

但しその後次に掲げる學校又は教育施設以外の大專高等專門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 東京農林專門學校拓殖科 | 2 盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所 |
| 3 三重農林專門學校附設第二拓殖訓練所 | 4 宮崎農林專門學校附設第三拓殖訓練所 |
| 5 拓殖大學農學部拓殖學科 | 6 拓殖專門學校開拓科及び司政科 |
| 7 福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科 | 8 興亞專門學校本科及び專修科 |
| 9 明治大學專門部興亞科 | 10 日本大學專門部拓殖科 |
| 11 東京農業大學專門部拓殖科 | 12 前十一號以外の拓殖關係の學校 |
| 13 東亞同文書院（學部及び附屬專門部を含む） | 14 滿洲の建國大學 |
| 15 興亞練成所 | 16 興南練成院第三部 |
| 17 滿蒙開拓指導員養成所 | 18 神宮皇學館大學祭祀專攻科 |
| 19 神宮皇學館大學附屬專門部 | 20 國學院大學專門部附屬神道部 |
| 21 前三號以外の神職養成を目的とする學校 | |
- 一一、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて二年以上在職した者。
- 1 内務省警保局の勅任官及び奏任官
 - 2 文部省思想局又は教學局關係の事務に従事した勅任官及び奏任官
 - 3 國民精神文化研究所 國民練成所、教學練成所、興亞練成所 興南練成院及び大東亞練成院の勅任官及び奏任官
 - 4 情報局の總裁、勅任官及び奏任官
 - 5 特別高等警察關係官吏

6 思想檢察又は保護觀察、豫防抱禁關係官吏

一二、次のやうな團體のいすれかに對し、時期を問はず次のやうな關係のあつた者。

1 創立者、役員又は理事であつた者

2 要職を占めた者

3 すべての刊行物又は機關誌紙の編集者

4 自發的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の價格が絕對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者

昭和二十一年勅令第一號第二條及び第四條の規定による團體

原理日本社 日本學生協會 朱光會 全國大學教授聯盟 日本法理研究會 七生社

別表第二

學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職は次のようである。

一、官立、公立及び私立の學校（通信講習所・無線電信講習所・通信青年學校・水産講習所・鐵道教習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道青年學校・海務學院・海技專門學院・航海訓練所・海員養成所・燈臺官吏養成所・水路部技術官養成所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所・地方刑務官講習所・少年教護院・特設中等教員養成所・特設國民學校訓導養成所・警察學校・警察練習所及び消防練習所を含む。以下同様とする）の校長及び教員の職。

二、官立又は公立の學校で、通常三級官以上の職員の占める職、並びに私立の學校の職員であつて三級官以上に相當するものの占める職

三、文部省及び教育研修所の官吏、並びに運輸省における教育主管課長・教育主管課關係官、外務官吏研修所・司法研修所・中央刑務官講習所・稅務講習所・高等財務講習所の教職員、及び厚生省の教護官であつて、通常三級官以上の者の占める職

四、東京都教育局長と各課長及び道府縣教育部長（教育民生部が設けられてゐる府縣においては教育民生部長）都道府縣の教育主管課の課長（社會教育を含む）及びその課で通常三級吏員以上の者の占める職

五、市の教育主管部課の長及びその課で通常吏員以上の者の占める職

六、學校の設置者又は學校を經營する法人の役員（少年教護院の設置者又は少年教護院を經營する法人の役員を除く）日本教育會及びその組織團體の主要な役員、職員及び大日本育英會の役員の職

七、圖書館・博物館・美術館等の館長及び通常三級官以上の職員、又はこれに相當するものの占める職、並びに圖書館・博物館・美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員の職

別記様式第 號

教職適格確認書

住 所 氏 名 生 年 月 日

右の者は、昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、昭和二十年十月二十二日付連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する管理政策、同月三十日付同覺書教員及び教育關係官の調査・除外、認可に關する件に掲げてある條項に當らない者であることを確認する

年 月 日

主 務 大 臣 (印)

備考 この教職適格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり、又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その効力はない。
尚頭書の者は昭和 年 月 日 教職員適格審査委員会において適格と判定されたものである。

三、教職員の適格審査をする委員会に關する規程

改正
文部省訓令、第三號、昭和二十二年五月一日
文部省訓令、第五號、昭和二十二年五月二十一日
文部省訓令、第七號、昭和二十二年六月十一日
文部省訓令、第十一號、昭和二十二年九月十六日
文部省訓令、第十一號、昭和二十二年十二月十八日

第一條 教職員の適格審査をする委員会(以下審査委員会という)はこれを分け、都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会とする。

都道府縣教職員適格審査委員会は、都道府縣知事が設け、都道府縣内の幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等(従前の規定による青年學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める。以下同様とする)の教職員と、都道府縣の三級吏員及び市吏員並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を経営する法人の役員並びに「教職員の除去及び就職禁止等」に關する政令の施行に關する規則(以下施行規則という)別表第二の第七項・第八項の一(帝國圖書館・國立博物館(分館を含む。以下同様とする)・東京科學博物館を除く)に當る者を、大學教員適格審査委員会は、大學總長又は大學長が大學別に設け、その大學の教員を、教職員適格審査委員会は、大學(従前の規定による大學・高等學校・專門學校・教員養成諸學校を合む。以下同様とする)の校長と、大學の三級官以上の職員又はこれに相當する職員と、従前の規定による高等學校・專門學校・教員養成諸學校の教員及び施行規則別表第二の第三項乃至第六項の各項の一(都道府縣の三級の吏員及び市吏員と、幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を経営する法人の役員を除く)に當る者と、帝國圖書館・國立博物館・東京科學博物館の館長及び職員を、中央教職員適格審査委員会は、施行規則別表第二の各項の一に當る者を、それぞれ審査する。

都道府縣教職員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会は前項に規定する者の施行規則別表第二に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官廳の教職員を審査することができる。

第二條 都道府縣教職員適格審査委員会は、都道府縣知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の五名の委員中一名は都道府縣教育關係職員、一名は學校長、一名は學校長以外の教員とする。

前條第三項の規定による審査の場合は臨時委員を置くことができる臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を地方長官が委嘱する。

第三條 大學教員適格審査委員会は、大學總長又は大學長が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の場合學部を有する大學の審査委員は、なるべく各學部を代表するよう組織されなければならない。

第四條 教職員適格審査委員会は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は関係各廳の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第五條 中央教職員適格審査委員会は、文部大臣が委嘱する二十一名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は関係各廳の官吏の中から二名以内を文部大臣が委嘱する。

第六條 審査委員会に幹事、書記若干名を置くことができる。

第七條 審査委員会を設置したときは、設置者は審査委員の名簿と各委員の調査表を添え直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならぬ。委員を補充したときも同様である。

第八條 各審査委員会の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第九條 文部大臣が審査委員会の組織を不適当であると認めるときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることができる。

第十條 各審査委員会は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員会の委員長は、審査委員の互選によつて定める。審査委員会に副委員長を置くことができる。

第十二條 審査委員会の審査は、非公開とし原則として書面とする。但し審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査委員会に出頭させ、事實の陳述をさせても差支へない。

審査委員会が必要と認めたときは現地について事實を調査し、その他の資料を集めることができる。

第十三條 審査委員会が必要と認めたとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合、審査に付せられた者又は關係人を審査委員会に招いて事實の陳述をさせることができる。

第十四條 審査委員会の審査判定は審査委員の過半数でこれを決する。但し可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

表決は無記名投票による。

第十五條 審査委員会の審査判定の結果を、都道府縣教職員適格審査委員長は文部大臣と地方長官に、大學教員適格審査委員長、教職員適格審査委員長、中央教職員適格審査委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならない。

第十六條 審査委員長は審査委員会に於て不適格の判定をした場合には前條の通知をすると共に、これを不適格の判定を受け

た者に知らせなければならない。

尚通知をするに當り判定理由を詳述し、該當條項を知らせなければならない。

第十七條 審査委員会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一、調査表

二、審査記録

三、適格者名簿

四、不適格者名簿

五、その他審査に関する一件の書類

第十八條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受け、

その判定に不服がある者は、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第十九條 中央教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めるときは、適格と判定することができる。

第二十條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めるときは、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第二十一條 中央教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は都道府縣知事が不當と認めるときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めるときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十二條 第十八條及第十九條の再審査又は特別の審査の請求は、第十六條の通知を受けた日から三週間以内にしなければならない。

第二十三條 文部大臣が特に必要と認めるときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

第二十四條 中央教職員適格審査委員会が、同委員会に再審査を請求して來た者について、特に必要と認めるときは、原審査委員会に、その者の再審査を命ずるよう文部大臣に請求することができる。

第二十四條の二 文部大臣が、教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならない。

第二十五條 昭和二十二年政令第六十二號附則第四項の規定による指定の解除にあつては文部次官、學校長又は地方長官の請求に基づき中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならない。

第二十六條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会、又は教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受けた者が、中央教職員適格審査委員会に再審査の、又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査が確定する迄職務の執行を停止される。

第二十七條 各審査委員会の審査委員その他の關係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行う個人的責任を負う。

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第二百六十三號に基き審査委員会に關する規程により設置された學校集團教員適格審査委員会に於て判定を受けた者の、再審査及び特別の審査については、この訓令の第十八條、第二十條及び第二十三條の規定を準用する。

この訓令を施行した後、都道府縣教職員適格審査委員会、大學教員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会といふときは、従前の規程により設置された教育職員適格審査委員会及び學校集團適格審査委員会を含むものとする。又教育職員適格審査委員会といふときは、従前の規程により設置された教育職員適格審査委員会及び學校集團適格審査委員会を含むものとする。

四、公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令

改 正

勅令第一號 昭和二十二年一月四日
昭和二十一年三月十二日勅令第七號
昭和二十二年七月二日政令第一九號
昭和二十二年十一月七日政令第二三號

第一條 昭和二十一年一月四日附連合國最高司令官覺書公務從事に遇しない者の公職からの除去に關する件（同覺書の解釋として同日後補足された同覺書の適用の範圍及びその基準を含む。）以下覺書といふ。）に基き公職に關する就職禁止、退職等については、この勅令の定めるところによる。

第二條 この勅令において公職とは、國會の議員、官廳の職員、地方公共團體の職員及び議會の議員並びに特定の會社、協會、報道機關その他の團體の特定の職員の職等をいい、これを主要公職と普通公職に分ける。

主要公職及び普通公職は、内閣總理大臣がこれを指定する。

第三條 覺書に掲げる條項に該當する者が現に公職に在るときは、主要公職に在る者は、これを退職させるものとし、又、普通公職に在る者はこれを退職させることができるものとする。

覺書に掲げる條項に該當する者としての指定を受けた者（以下覺書該當者といふ。）で公職に在るものが、覺書該當者としての指定又は公職の指定があつた日から二十日以内にその職を去らない場合においては、他の法令にかかわらず、その者は二十一日目において、その職を失う。但し、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、特に必要があると認めるときは、三十日目まで、その者をその職に留まらせることができる。

覺書該當者は、主要公職たると普通公職たるを問はず、あらたにすべての公職に就くことができない。

覺書該當者について余人を以て代えらるゝことが困難な事情があるときは、前三項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、期限を限つて、その者を主要公職又は普通公職に留め又は就かせることができる。

覺書該當者で前項の規定により公職に留まり又は就くことを認められたものは、その公職に在る間は、その公職に關する限り、これを覺書該當者でないものとみなす。

第四條 覺書該當者としての指定は、公職に在る者又は公職に就こうとする者については、内閣總理大臣の定める公職の區分に従い、内閣總理大臣又は都道府縣知事が公職適否審査委員会の審査の結果に基いて、これを行う。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項に規定する者以外の者で覺書に掲げる條項に該當することが明らかであると認められるものについては、内閣總理大臣の定めるところにより、公職適否審査委員会の審査の結果に基いて覺書該當者としての指定を行うことができる。

第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受ける者又は受ける資格のある者が、覺書該當者として退職し又はその職を失つたときは、その者はその覺書該當者としての指定を受けれた時からその権利又は資格を失う。

内閣總理大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認められた場合においては、その定めるところにより、前項の規定の適用を免除することができる。

第六條 覺書該當者は、公選による公職については、その候補者となることができない。
公選による公職の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は、當該候補者たることを辭したもののみならず。

第七條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第四條の指定に關して、内閣總理大臣の定めるところにより、調査表を徴しなればならない。

前項の規定により徴した調査表は、直ちにこれを關係公職適否審査委員會に送付しなければならない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、關係公職適否審査委員會の要求に應じ、關係者をして委員會に對して資料を提出させ、又事實を説明させることができる。

第七條之二 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、内閣總理大臣の定めるところにより、明確な證據により覺書に掲げる條項に該當するものと認める者については、前條第一項の調査表を徴しないで、公職適否審査委員會の審査の結査に基いて、覺書に掲げる條項に該當する者としての假の指定（以下假指定という）を行うことができる。

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、明確な證據となるべき事實を記載した書類を關係公職適否審査委員會に送付しなければならない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第一項の假指定に關して必要があると認めるときは、關係者をして資料を提出させ、又は事實を説明させることができる。

第七條之三 前條第一項の規定による假指定を受けた者は、その假指定に係る證據に誤があると認めるときは、假指定があつた日から三十日以内に、第七條第一項の調査表を添え、假指定をした内閣總理大臣又は都道府縣知事に對して異議申立書を提出することができる。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項の規定により異議の申立があつたときは、關係書類を直ちに關係公職適否審査委員會に送付しなければならない。

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、關係公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書該當者と

しての指定又は覺書に掲げる條項に該當しない旨の確認をしなければならない。

前條第一項の規定により假指定を受けた者は、第一項の規定による異議の申立をしない場合においては、假指定のあつた日から三十一日目において、第四條の指定を受けたものとみなす。

第八條 公選による公職の候補者について届出又は推薦届出を必要とする場合においては、その届出又は推薦届出をしようとする者は、選舉長その他これに準ずる者に對し、候補者となるべき者が覺書該當者でないことを證明する確認書の寫を、併せて提出しなければならない。

前項の規定する確認書は、内閣總理大臣の定めるところにより、本人の調査表に關する公職適否審査委員會の審査に基いて、内閣總理大臣又は都道府縣知事がこれを交付する。

第九條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書該當者としての指定をし又は確認書を交付したときは、直ちにこれを公表しなければならない。

第十條 覺書該當者の三親等内の親族及び配偶者は、覺書該當者の指定があつた日から十年間は、覺書該當者が覺書該當者として退職した公職（公職に在つた者が退職後、又、主要公職に就こうとした者が就職前、當該公職について覺書該當者としての指定を受けたときは、それぞれその職）に就くことができない。又、その覺書該當者の支配力を行つてはならない。

前項の規定は、公選による公職については、これを適用しない。
第十一條 公職に在る者は、その職務の執行又は政治上の活動に關し、覺書該當者の指示若しくは勸奨を受けその他覺書該當者と意思を通じ、又は覺書該當者から利益を受け、覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するような行爲をしてはならない。

公職に在る者が前項の規定の違反事件に關し起訴されたときは、他の法令にかかわらず、その者は、その事件が裁判所にかかつてゐる間、その職務の執行をすることができない。この場合において、法令に休職又は停職の定めのある職にある者は、起訴と同時に休職又は停職を命ぜられたものとみなす。

第十二條 覺書該當者は、公職に在る者に對し、その職務の執行又は政治上の活動に關し、指示若しくは勸奨をしその他公職に在る者と意思を通じ、又はこれに利益を供與し、公職に在る者をして覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するような行爲をさせてはならない。

第十三條 公職を退いた覺書該當者は、その退職當時の勤務先たる官公署若しくは會社その他の團體の執務の場所又はこれと同一の建物内に在る場所で當該官公署若しくは團體の管理に屬する場所に入出し、又は自己の住居若しくは事務所を設けてはならない。但し、日常の生活のため必要がある場合その他正當の事由がある場合において出入するものは、この限りでない。

第十四條 覺書該當者で公職以外の新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作會社、演劇興行會社その他すべての報道機關の役職員の職に在るものは、遲滞なくその職を退かなければならない。

覺書該當者は、あらたに前項に掲げる職に就いてはならない。

第十五條 覺書該當者は、公選による公職の候補者の推薦届出（候補者の届出又は推薦届出に關する連署を含む）又は選舉運動その他の政治上の活動をしてはならない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、覺書に掲げる條項に該當することが明らかであると認められる者が、政治上の活動をしてゐる場合においては、その政治上の活動の停止を命じ、内閣總理大臣の定めるところにより、直ちにその者から第七條第一項の調査表を徴し、これを公職適否審査委員會に送付しなければならない。

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書該當者としての指定又は覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認をしなければならない。

第二項の規定により政治上の活動の停止を命ぜられた者は、前項の規定により覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を受けるまでは、政治上の活動をしてはならない。

第十六條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に處する。

一 第七條第一項の調査表の重要な事項について虚偽の記載をし又は事實をかくした記載をした者

二 第七條第一項の調査表を徴せられてこれを提出しない者

三 第七條第三項又は第七條の二第三項の規定により資料の提出又は事實の説明を求められ、これに應じないか、又は重要な事項について虚偽の資料若しくは事實をかくした資料の提出又は虚偽の説明若しくは事實をかくした説明をした者

四 第八條第一項乃至第三項の規定により確認書の寫を提出する場合において、不正の行爲があつた者

五 覺書に基いて報告書を連合國最高司令官に提出する場合において、その報告書に虚偽の記載をし、又は事實をかくした記載をした者

六 第十一條第一項又は第十二條乃至第十四條の規定に違反した者

七 第十五條第一項又は第四項の規定に違反した者

前項の規定により刑罰に處せられた者で覺書該當者以外のものは、他の法令による外、その現に占める公職を失ひ、又はあらたに公職に就くことができない。

前項の者は、公選による公職の候補者となることができない。現にその候補者たる者は、候補者たることを辭したものとみなす。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

第五條の規定は、昭和二十一年一月四日以後この勅令施行前従前の第一條に規定する官職又は従前の第四條に規定する職で改正規定による公職に相當するものを退官又は退職した者が、退官又は退職後當該官職又は職について覺書該當者としての指定を受けた場合にこれを準用する。

この勅令施行後公職を退職した者が、退職後その退職した公職について覺書該當者としての指定を受けたときは、第五條の規定の適用については、その者は、覺書該當者として退職したもののみならず。

この勅令施行前に、貴族院多額納税者議員互選規則第三十九條第一項の規定による勅命のあつた選舉については、第八條の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

第八條第三項及び第四項の規定は、昭和二十一年勅令第五百五十六號（農地調整法施行令の一部を改正する勅令）附則第二項の規定により行われる市町村農地委員會（これに準ずるものを含む）の委員の選舉及び都道府縣農地委員會の委員の互選については、これを適用する。

五、昭和二十二年勅令第一號施行に關する件

改正

昭和二十二年三月四日、閣令内務省令第一號
昭和二十二年三月十一日、閣令内務省令第三號
昭和二十二年三月二十七日、閣令内務省令第六號

昭和二十二年四月十一日	閣令内務省令第八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第二十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第三十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第四十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第五十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第六十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第七十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第八十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十一號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十二號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十三號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十四號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十五號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十六號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十七號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十八號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第九十九號
昭和二十二年三月三十一日	閣令内務省令第一百號

第一條 昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就業禁止、退職等に關する勅令以下令という）第四條の規定により、覺書該

當者として指定をすべき基準は別表第一の通りとする。

第二條 令第二條第二項の規定により主要公職及び普通公職を別表第二の通り指定する。但し、役職名の明記してない職につ

ては公職の指定は、當該地方公共團體、會社、協會、報道機關その他の團體に對する通知でこれを行う。

第三條 令第三條第四項の規定により覺書該當者を主要公職又は普通公職に留め又は就かせることのできるのは覺書第八項又

は第九項但書に該當する場合に限る。

第四條 令第四條の規定により内閣總理大臣又は都道府縣知事が覺書該當者としての指定をすべき公職の區分は別表第三の通

りとする。

令第七條の二第一項の規定により都道府縣知事が假指定をすべき者の範圍は、別表第四の通りとする。

第五條 令第四條の規定による指定又は令第七條の二第一項の假指定は本人に對する通知でこれを行う。但し、住所を知るこ

とができない者及び昭和二十一年内務省令第三十號（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願豫備將校であつた者の調査に關す

る省令）第一條の規定による正規陸海軍將校又は陸軍特別志願豫備將校であつた旨の申告をした者については、令第七條の

二第一項の假指定は、官報に掲載して、これを行う。

内閣總理大臣又は都道府縣知事が前項の指定の通知をする場合においては、公選による公職の候補者に關するものについ

ては關係選舉管理委員會その他これに準ずる者に對して併せてその旨を通知する。

第六條 公私の恩給、年金その他の手當若しくは利益を受ける權利又は資格のある者で令第五條第一項の規定の適用を受ける

ものについては、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第一項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に

對して、併せて、その旨を通知しなければならない。

令第五條第二項の規定により同條第一項の規定の適用の免除をする場合においては内閣總理大臣は本人及び前項の給與を

する者に對しその旨を通知しなければならない。

第七條 令第七條第一項の調査表は別記様式（一）により、内閣總理大臣にあつては三通これを徴しなければならない。都道

府縣知事は、必要があると認めるものについては調査表を更に三通徴することができる。

令第七條の三第一項の規定により異議申立書に添えて提出すべき調査表は、これを三通とする。

前項の調査表は、確認書を有するものについては、その寫一通を以てこれに代えることができる。但し別表第三により内

閣總理大臣が指定すべき公職に關しては、都道府縣知事が交付した確認書を以つてこれに代えることができる。

第八條 公選による公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、別表第三により内閣總理大臣が指定すべき公職の

候補者に關しては内閣總理大臣に對して、同表により都道府縣知事が指定をすべき候補者に關しては内閣總理大臣に對し

て、同表により都道府縣知事が指定をすべき公職の候補者に關しては關係都道府縣知事に對してその指定する期日までに候

補者たるべき者が覺書に掲げる條項に該當するものでない旨の確認を求めなければならない。

前項の確認を求めようとする者は、別記様式（一）により、内閣總理大臣に對して、確認を求める場合においては、調査

表四通を添えその者の住居地を管轄する都道府縣知事を経て内閣總理大臣に、都道府縣知事に對して確認を求める場合にお

いては、調査表二通を添え、候補者の届出又は推薦届出に係る都道府縣を管轄する都道府縣知事に、その旨を申請しなけれ

ばならない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに公職適否審査委員會の審査に附さなければな

らない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第二項の調査表を受理する場合において、必要があると認める候補者については、必

要な數の調査表を更に徴することができる。

第九條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による申請があつた場合においてその申請に係る者が覺書該當者でな

いことを確認したときは、その者に對して別記様式（二）の確認書を交付する。

第七條第一項の規定により調査表を提出して、覺書該當者でないことを確認された者は、内閣總理大臣又は 都道府縣知事に對して確認書の交付を申請することができる。

第一項又は第二項の確認書は、前二條の規定による調査表に虚偽の記載があり又は事實をかくした記載があるときは、その効力がないものとする。調査表に記載されていない事由により確認書を有する者が覺書に該當する者と認められるに至つたときも、また同様とする。

前二項の規定により都道府縣知事が交付した確認書は、別表第三により、内閣總理大臣が指定をすべき公職及びその候補者に關してはその効力がないものとする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。但し、別表第一第四號一の改正規定中東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市の（以下附則中六大都市という）の支部の支部長、事務局局長及び事務局各部長、六大都市協力會議議長、都市（六大都市を除く。以下附則中同じ）區支部の支部長及び事務局長、都市區協力會議議長、町村支部の支部長並びに町村協力會議議長に關する部分、同號二のイの改正規定中六大都市の支部團長、副團長、總務、本部長及び各部長並びに都市區町村支部の團長に關する部分、並びに同號四の改正規定中都道府縣支部の支部長に關する部分、この命令施行の際従前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職又は同令第四條に規定する職（市長を除く）に在る者で従前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、従前の第一條に規定する官職に在る者にあつては、昭和二十二年五月三日までの現に在る職に在る間、従前の第四條に規定する職（市長を除く）に在る者にあつては、その職に在る間は、これを適用しない。

20

別表第一

覺書該當者としての指定をすべき基準は、次の通りとする。

一 戦争犯罪人

戦争犯罪人容疑者として逮捕された者但し、釋放又は、無罪放免された者を除く

二 職業陸海軍職員——陸海軍省の特別警察職員及び官吏

時期の如何を問はず左の地位の何れかを占めたことのあるすべての者

1 元師府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戦争指導會議の一員

2 正規陸軍將校

陸軍補充令（陸軍補充條例その他これに相當する舊法令を含む）の正規の任用規定により現役將校（従前の將校相當官を含む）に任用され將校任用の當初から陸軍武官服役令（陸軍軍人服役令、陸軍服役條例その他これに相當する舊法令を含む）による現役に服した者

3 陸軍特別志願豫備將校

幹部候補生、操縱候補生等から豫備將校となつた者で昭和十四年勅令第七百三十一號により志願に基いて現役に服した者

4 正規海軍將校

海軍武官任用令（海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例、その他これに相當する舊法令を含む）の正規任用規定（昭和十年勅令第四百十六號及び舊昭和十七年勅令第五百號を含む）により現役士官又は現役特務士官に任用され士官又は特務士官任用の當初から海軍武官服役令（海軍特務士官服役令、海軍高等武官准士官服役令その他これに相當する舊法令を含む）による現役に服した者

5 海軍特別志願豫備將校

（イ）召集中の豫備員で海軍豫備員よりする海軍武官任用等特令（舊昭和九年勅令第七十三號を含む）により志願に基いて現役士官に任用された者

者

6 憲兵隊、特務機關 海軍特務部又はその他の特別若しくは秘密諜報機關又は陸海軍警察機關において又はこれと共に勤務する武官 兵又は軍屬

7 陸軍省（但し、昭和二十年九月二日以後に任命された者を除く）大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上のすべての文官又は通常勅任官以上の者により占められる地位にあるすべての文官

21

8 海軍省（但し、昭和二十年九月二日以後に任命された者を除く）大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官
以上のすべての文官又は通常勅任官以上の者により占められる地位に在るすべての文官

三、極端な國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の有力分子

左に掲げる團體の本部又は都道府縣郡（支廳長の管轄區域を含む。以下同じ）市區町村支部の何れかに對し、時期の如何を問はず左の關係のあつたもの者

1 創立者、役員又は理事であつた者

2 要職を占めた者

3 一切の刊行物又は機關誌紙の編集者

4 自發的に多額の寄附（寄附した金額又は財産の價額が絶對的に多額であるか又は本人の財産に比して多額なもの）をし
た者

（東京都）愛國社、アジア青年社、亞細亞大陸協會、大亞細亞協會、大直會、大日本言論報國會、大日本一新會、大日本經
國聯盟、大日本勸皇同志會、大日本勸皇會、大日本皇道會、大日本生産黨、大日本赤誠會（大日本青年黨を含む）大東亞建設國
民運動研究會、大東亞建設協會、大東亞協會、大東亞青年聯盟、大東亞青年隊、大東塾、同仁會、玄洋社、維新公論社、事變
處理研究會、直心道場、時局協議會、海仁會、偕行社、惟神聯盟、鶴鳴社、建國會、金鷄學院、勤皇護國會、勤皇維新同盟、
勤皇まことむすび、與亞滅共聯盟、與亞運動同志會、皇道翼賛青年聯盟、黑龍會、國際反共聯盟、國際政經學會、國策社、國
粹同盟、國粹大衆黨、國體擁護聯合會、皇民實踐協議會、明倫會、明倫會聯合會、御桶塾、端穗俱樂部、南陽會、日本思想研
究會、政教社、青年亞細亞同盟、聖戰完勝會、聖戰明徵國民運動總本部、世界皇化會、神風特攻後援隊、振東塾、尊攘同志會
水交社、皇國同志會、皇國運動同盟、大化會、對支同志會、天關打開期成會、天行會、東亞協會、東亞聯盟（東亞聯盟同志會
及び東亞聯盟協會を含む）、東亞思想戰研究會、東亞新秩序研究會、東方同志會、東方會（振東社を含む）東京創生會、東南
亞細亞民族解放同盟、やまとむすび（大日本黨を含む）大和俱樂部、全日本青年俱樂部、全日本國民特攻隊總本部、
（北海道）北海道國民道場（京都府）大道塾、一心塾、勤皇まことむすび京都府地方事務局、至心寮（大坂府）大日本猶興會
革新青年黨、勤皇まことむすび大坂府地方事務局、國柱團、天柱塾（長崎縣）長崎創生會（新潟縣）神農塾（茨城縣）愛
郷塾、愛郷會、一縣勤皇運動、勤皇まことむすび茨城府地方事務局、水戸ひもろぎ塾、柴山塾、東天會（愛知縣）勤皇まこと

むすび津島道場（長野縣）信濃ひもろぎ塾（福島縣）皇道維新塾、福島ひもろぎ會（青森縣）東天塾、青森縣勤皇青年

同盟、振東塾（山形縣）小松勤皇まことむすび、東光會、米澤ひもろぎ塾（富山縣）顯眞塾、聖明塾、立山塾、富山青年

有志會、雄志會（岡山縣）勤皇まことむすび岡山地方事務局、中和勤皇まことむすび、倉敷市勤皇まことむすび、岡山市勤

皇まことむすび、津山勤皇まことむすび、和氣勤皇まことむすび、八束勤皇まことむすび（岐阜縣）國民生活研究所（和

歌山縣）日本すめら（日本皇道黨）男健會（香川縣）香川勤皇まことむすび（福岡縣）大亞拓士義塾、興南青年塾（佐

賀縣）佐賀縣維新同志會（熊本縣）日本經登同志會

四 大政翼賛會、翼賛政治會及び大日本政治會の活動における有力分子

時期の如何を問はず左の地位に在つた者

1 大政翼賛會、新體制準備委員、總裁、副總裁、常任顧問、顧問、常任總務、總裁、中央協力會議議長、中央本部事務總

長、中央本部事務局各局長及び中央訓練所長、中央本部事務局及び中央訓練所の各部長及び有力な副部長、與亞總本部の

統理及び本部長、與亞總本部の各局長、與亞總本部の各部長及び有力な副部長、都道府縣支部の支部長、事務局長及び事

務局各部長、都道府縣協力會議議長、東京市、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市及び名古屋市（以下別表第一中六大都市

という）の支部の支部長、事務局長及び事務局各部長、六大市協力會議議長、郡市（六大市を除く。以下別表第一中同

じ）區支部の支部長及び事務長、郡市區協力會議議長、町村支部の支部長、町村協力會議議長

2 大政翼賛會關係團體

（イ）大日本翼賛壯年團、團長、副團長、顧問、總務、理事、幹事、本部長、都道府縣支部の團長、副團長、總務、本部

長及び各部長、六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長、郡市區町村支部の團長

（ロ）大日本與亞同盟、總裁、統理、副總裁、常任顧問、理事長、副理事長、常務理事、理事、事務總長、事務次長、事

務局各局長、地方支部長

（ハ）其の他の關係團體、次の團體の中央本部に於ける總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、副理事長及び有力な活動

をした理事又は顧問、大日本産業報國會、農業報國聯盟、商業報國會、日本海運報國團、大日本青少年團、大日本婦

人會、大日本勞務報國會、國防機械化協會、

3 翼賛政治會、翼賛政治結果準備會委員、總裁、顧問、常任總務、總務、政務調査會長、代議士會長、事務局長、會計監

督、事務局各部長

4 大日本政治會、創立の機に參加した者、總裁、顧問、總務、監事長、政務調査會長、總務會長、代議士會長、會計監、督、各部長、都道府縣支部の支部長

5 實政政治體制確立協議會（地方支部を含む）構成員

6 前記1乃至5に掲げる團體の刊行物又は機關誌紙の編集者であつた者
備考 前記1乃至5の列記は團體の規約、職制等の改廢により團體又は役員の名稱に異動があつた場合においては各々に相當するものを含むものとする。

五、日本の膨張に關係した金融機關及び開發機關の役員

1 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に於いて、左の銀行又は會社等の取締役會長、總裁、社長、副總裁、副社長、取締役、理事、顧問、相談役、若しくは監査役、監事であつた者又は昭和十二年七月七日以後植民地若しくは日本軍占領地域内に在るその統轄支店若しくはこれに準ずる支店の支配人であつた者

朝鮮銀行、朝鮮金融組合聯合會、朝鮮信託株式會社、朝鮮殖産銀行、中國聯合準備銀行、中央儲備銀行、獨逸東亞銀行、外資金庫、華南銀行、樺太開發株式會社、北支那開發株式會社、滿洲中央銀行、滿洲重工業株式會社、滿洲興業銀行、滿洲拓殖公社（滿洲拓殖株式會社を含む）、滿洲投資證券株式會社、南滿洲鐵道株式會社、蒙疆銀行、中支那振興株式會社、南方開發金庫、南洋興發株式會社、南洋拓殖株式會社、戰時金融金庫、資金統合銀行、泰國銀行、泰國國立銀行局、臺灣銀行、臺灣拓殖株式會社、東洋拓殖株式會社、橫濱正金銀行

その他すべての銀行、開發會社その他の機關でその主要目的が植民地若しくは日本軍占領地域内における植民及び開發に對する金融又は植民地若しくは日本軍占領地域内の財源の動員若しくは支配による軍需生産に對する金融にあつたもの
2 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に於いて日本軍占領地域内に在る日本銀行の支店又は代理店の支配人又は代表者であつた者

六、占領地の行政長官等

左の地位に在つたもの

1 朝鮮 昭和十二年七月七日以後の朝鮮總督、朝鮮總督府政務總監並びに朝鮮總督府中樞院の議長、副議長、顧問及び參

議

2 臺灣 昭和十二年七月七日以後の臺灣總督及び臺灣總督府總務長官

3 關東州 昭和六年九月十八日以後の關東長官滿洲國駐劄特命全權大使及び關東局局長

4 南洋廳 昭和十二年七月七日以後の南洋廳長官

5 關領印度 軍政監、海軍擔當軍政地區の民政府總監及び陸軍擔當軍政地區の陸軍司政長官の最上位に在つた者

6 マライ 軍政監、陸軍軍政最高顧問及びシンガポール市長

7 佛領印度支那 昭和十六年十二月八日以後の佛印特派特命全權大使、佛印總督府總務長官事務取扱及び印度支那銀行支配人

8 ビルマ ビルマ軍政最高顧問、ビルマ政府最高顧問、勅任官又はこれに相當すべき地位に在つた者で主任級ビルマ政府顧問であつた者及びビルマ國駐劄特命全權大使

9 支那 南京政府最高顧問、勅任官又はこれに相當すべき地位に在つた者で、主任級南京政府顧問であつた者及び南京政府成立後の中華民國駐劄特命全權大使

10 滿洲國 總務廳長官、總務廳次長及び協和會中央機關役員

11 その他 蒙古聯合自治政府最高顧問及び同政務顧問フィリピン軍政最高顧問及びフィリピン國駐劄特命全權大使
光關機長、タイ國駐劄特命全權大使

七、その他の軍國主義者及び極端な國家主義者

（一）軍國主義的政權反對者を攻撃し又はその逮捕に寄與したすべての者

（二）軍國主義的政權反對者に對する暴行をそのかし又は敢行したすべての者

（三）日本の侵略計畫に關し政府において活潑且つ重要な役割を演じ又は言論著作若しくは行動により好戰的國家主義及び侵略の活潑な主唱者たることを明かにしたすべての者

備考 この號に該當する者としての指定は、個人的審査に俟たなければならないが、その審査の基準は概ね次の通りとする。

一 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に於いて、左に掲げる官職に在つた者

1 國務大臣、2 内大臣、3 樞密院議長、4 内閣書記官長、5 法制局長官、6 情報局總裁、7 企畫院總裁、8 興亞院總裁及び同副總裁、9 對滿事務局總裁（昭和十二年七月以前に任命された者を含む）10 檢事總長、11 獨逸國及び伊太利國駐劄特命全權大使

二 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる地位に在つて別表第一第七號（備考を除く以下G項という）に該當すべき明瞭な事實があつた者

1 官廳關係

（一）内閣參議、（二）内閣顧問、（三）樞密院副議長、（四）情報局……次長及び各部長、（五）企畫院……次長及び各部長（六）興亞院……總務長官、各部長及び各連絡部長官、（七）對滿事務局……次長、（八）各省……次官、政務次官、參與官、總局長官及び各局長、（九）各地方總監、警視總監及び各地方軍需監理部長官

2 その他

（一）日本銀行總裁及び同副總裁

（二）左に掲げる銀行、會社、營團その他の法人の日本軍占領地域内における支店又は代理店の支配人又は代表者、但し第六項に掲げる者を除く。

1 別表第一第五號に該當する銀行以外の特殊銀行、2 内地に本店がある普通銀行、信託會社、貯蓄銀行、保險會社その他の金融機關、3 特殊會社、4 營團、5 統制會、6 統制會社、7 政府、特殊銀行又は特殊會社が最大の投資者たる會社

（三）印度支那銀行又は日佛銀行の顧問、代表者又は執行職員

（四）日本軍占領地域内に於ける各國政府の顧問（地方機關の顧問を含む）の地位に在つた者で別表第一第五號に該當する以外のもの

註 「G項に該當する明瞭な事實」とは、例えば

1 三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約等の諸條約の締結又は佛印進駐、日米開戰等に重要な役割を演じた事實、2 軍國主義反對者の彈壓に重要な役割を演じた事實、3 日本軍占領地域内における各國に對する經濟協定、借款供與に重要な役割を演じた事實、4 日本の軍事的活動に關して資金の融通又は物資生産上重要な役割を演じた事實等

をいうものとする。

三 思想檢察又は保護觀察、豫防拘禁若しくは行刑に關係のある官吏の經歷を有する者で、在職中重大事件の檢舉において演じた役割、人權蹂躪の事實、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該當すべきもの

註 第三號及第四號の詳細な解釋は次の通りとする。

1 特高警察又は思想檢察に従事した間において左に掲げる重要思想刑事事件の處理に當つて重要な役割を演じた者

重要思想刑事事件表

- （1）勞農グループ事件（昭和十二年一月）
- （2）日本無産黨事件（昭和十二年十二月）
- （3）日本勞評事件（昭和十二年十二月）
- （4）教授グループ事件（昭和十三年二月）
- （5）日本共產主義者團事件（昭和十三年）
- （6）國際共產黨事件（昭和十六年十月）
- （7）燈台社事件（昭和十六年六月）
- （8）日本聖公會事件（昭和十七年六月）
- （9）きよめ教會事件（昭和十七年六月）
- （10）東洋宣教會きよめ教會事件（昭和十七年六月）
- （11）第七日基督再臨團事件（昭和十八年十月）（第七日アドベンチスト教會事件）
- （12）その他同種の事件

2 司法部又は警察に勤務した間において何人に對してであらうと、殘酷又は虐待の行爲をしたことのある者

3 特高警察

八年間以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて特高警察に従事した者で、その期間中において警部以上の職を占めたことのあるもの

4 思想檢察

八年以上又は昭和十六年三月以降、四年間以上に亘つて思想檢察に従事した者で、その期間中において檢事以上の職を占めたことのあるもの

5 保護觀察

八年以上又は昭和十六年三月以降、四年間以上に亘つて保護觀察所長又は保護官として勤務したことのある者

6 豫防拘禁

昭和十六年五月以降四年間以上に亘つて豫防拘禁所長又は教導官として勤務したことのある者

五 官吏、貴族兩院議員

文筆家、報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役職員、又は事業家であつた者で左に掲げるようなG項に該當すべき積極的な活動をしたもの

1 官吏（第一號乃至前號に該當する者を除く）

(一) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる事項に關係のある戰時重要政策の中樞に參畫した者、但し特に短期在職の者を除く。

(1) 戰爭挑發、反戰思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした宣傳情報

(2) (1)と同様の目的を持った思想言論の誘導又は統制

註 (1)及び(2)の詳細な解釋は次の通りとする。

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、思想、言論、報道の取締、檢閲等を行つた者で、左に掲げる地位に在つたもの、但し反證のある者を除く。

- (1) 情報局 次長、部長、新聞、通信、雜誌、出版物、放送、映畫、演劇等の取締、檢閲等を主管した有力課長
- (2) 内務省 次官、警保局長、圖書課長、檢閱課長
- (3) 警視廳 警視總監、特高部長、檢閱課長
- (4) 文部省 次官、教學局長、思想局長、圖書局長、教學局、思想局及び圖書局の有力部課長
- (5) 逓信省 次官、電務局長、電務局無線課長

(6) 司法省 次官、刑事局長、思想課長

(7) 金策院 次長、國家總動員法の立案に對し、思想、言論、報道關係を主管した有力職員

(3) 占領地各國に對する政治的指導又は經濟開發

(4) 重要な戰時總動員諸計畫又は戰時統制の諸計畫

(5) 第二號註に掲げる事項

(6) その他戰爭指導計畫

(二) 職務の内外を問はず戰爭挑發、反戰思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした顯著な言動があつたもの

2 貴族兩院議員

議會の内外を問はず左の一に該當する顯著な言動があつた者

(1) 戰爭挑發又は戰爭指導

(2) 反戰思想抑壓

(3) 獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹

3 文筆家

學者、新聞記者、同論說委員、雜誌その他の刑行物の執筆者、評論家その他の文筆家で、著述、講演、論文又は新聞記事等言論その他の行動により左の各號の一に該當するもの

(1) 侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大東亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策又は滿洲事變、支那事變若しくは日米戰爭に理念的基礎を與えた者

(2) 獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者

(3) 日本民族が他の民族の指導者であるとの優越感を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者

(4) 自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者と迫害又は排斥した者

(5) (1)乃至(4)の何れにも該當しないが軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのやうな傾向

迎合した者

4 新聞社、雜誌社、その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關、その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役員

(1) 昭和十二年七月七日と昭和十六年十二月七日との間に、國の内外を問わず、3又は昭和二十一年勅令第百一號第一條第一項各號の一に該當する活動を積極的にし、且つ廣汎な影響を及ぼした新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關その他書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を主宰した團體は、反證のない限り別表「G項該當言論報道團體」中、(イ)乃至(ニ)に掲げる會社又は團體とし、右の期間中において右の團體の左の地位に在つた者但し反證のある者を除く。

(イ) 新聞社及び通信社

會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、事務理事、常務理事同時に社内他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、編輯局長、主筆又は主幹、調査局長、編輯局次長(専任でない二名以上の次長が在つた場合には最上位の者)論說委員長又は論說主任

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ロ) 書籍、又は雜誌出版社

會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、事務理事、常務理事同時に社内他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事編輯局長、編輯部長又は主幹、雜誌編輯長又は雜誌編輯責任者その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ハ) 映畫製作會社及び演劇興行會社

會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、事務理事、常務理事同時に社内他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、製作局長、藝能局長、撮影所長

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ニ) 放送機關

總裁、副總裁、會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、事務理事、常務理事同時に機關内の他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、總務局長、業務局長、業務局次長(専任でない二名以上の次長が在つた場合に

は最上位の者)

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は機關の方針決定に有力な役割を演じた者

(2) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に、國の内外を問わず、書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を統制した團體は、反證のない限り、別表中(ホ)に掲げる團體とし右の期間中において、右の團體の左の地位に在つた者但し反證のある者を除く

總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、事務理事、常務理事、同時に團體内の他の重要な地位を兼ねた理事、二年以上原稿査定を主管した主要職員その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は團體の方針決定に有力な役割を演じた者

5 事業家

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に、各種の企業に従事した者で左の各號の一に該當するもの

(1) 陸海軍から企業擔當者に指定され日本軍占領地域内において經濟開發その他の事業に従事した企業の代表者及び現地の事業責任者

(2) 陸海軍との緊密な連絡の下にG項に該當する積極的又は悪質の企業活動をした企業の代表者及び現地の事業責任者

六、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に、左に掲げる會社で、別表第二第十一號に掲げるものの會長、副會長、社長、副社長、事務取締役、常務取締役、常任監査役、活潑な活動をした顧問、相談役、全株式の一割以上の株式を所有した株主の地位に在つた者、その他これらの役員と實際上同等の権限又は支配力を有した者(日本軍占領地域又は樺太、朝鮮及びその占領地域内に在る支店の支配人で、これらの役員と同等の権限又は支配力を有したものを含む)

(1) 航空機若しくは兵器の完成品、軍需品又はこれらの製造若しくは使用に欠くことのできない主要材料の製造に當つた特に有力な會社

(2) 基礎的生産材料工業又は交通運輸業を営む會社で特に獨占的行動の顯著であつたもの

(3) 國家交易又は外國貿易において特に獨占的行動の顯著であつた會社

(4) 連合國總司令部の指定により指定され又は今後指定される持株會社及びその持株會社と密接な關係にあつた有力會社

(5) 公稱資本金一億圓以上の會社

(6) その他特に獨占的な事業經營により活潑な活動をした會社及び民間金融機關

七 別表第一第三號に該當する團體以外の國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の代表者及び最高執行者

八 昭和十七年の衆議院議員總選舉において所謂推薦を受けた者

九 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者

帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長

十 昭和十七年三月二十二日と昭和二十年九月二日との間において大日本武德會(以下會という)の左に掲げる地位に在つた者但し、反證のある者を除く

1 本部……會長、副會長、理事長、理事及び部會長

2 都道府縣支部……支部長、副支部長、理事長、理事及び部會長

3 支所(分會その他實質上支所に該當するものを含む)支所長(分會長その他實質上支所長に該當するものを含む。以下同じ)

註「反證のある者」とは次の通りとする。

1 すべての役員について認められる反證

會の軍國主義化を積極的に阻止しようとした事實を立證できる者

2 左に掲げる役員について認められるその他の反證

(一) 本部の理事

本部の理事の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(1) 部會長その他會の常務的な地位を兼ねていなかったこと

(2) 理事會への出席回数が理事在職期間中に開かれた會議の回数の四分の一を超えなかつたことその他會の一般的活動に關與しなかつたこと

(3) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(二) 都道府縣支部の役員

(1) 昭和十七年九月二十二日以前において役員(昭和十七年九月二十二日以前においても當該支部の活動又は改組のための準備的措置が實際上積極化した支部の役員を含む)の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 本部の改組に伴い當該支部の改組のための準備的措置が積極化されなかつたこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(2) 昭和十七年九月二十二日以後において役員(昭和十七年九月二十二日以前においても當該支部の活動又は改組のための準備的措置が實際上積極化した支部の役員を含む)の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 支部長又は理事長のような會務の總理又は一般的執行の責任者であると認められていなかったこと

(ロ) 各種の行事等當該支部の實際活動の積極化に特に關與しなかつたこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與しなかつたこと

(三) 支所長

(一) 昭和十七年九月二十二日以前においては支所長の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 本部の改組に伴い當該支所の實際活動を積極化するための準備的措置が講ぜられなかつたこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(二) 昭和十七年九月二十二日以後においては支所長の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 支所長としての在職期間が一年以内であつたこと

(ハ) 支所長の職に在つた期間中において當該支所の活動が全く軍國主義的又は極端な國家主義的でなかつたこと

(ニ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

別表G項該當言論報道團體

(イ) 新聞社及び通信社

一 愛國新聞社、二 秋田魁新報社、三 旭川新聞社、四 削除、五 朝日新聞社、六 豐州新報社、七 削除、八 中外商業新報社、九 中央新聞社(日本産業報國新聞)、一〇 中國新聞社、一一 大民社、一二 大日本新聞社、一三 同盟通信社、一四 土陽新聞社、一五 福井新聞社、一六 福岡日日新聞社、一七 福島民報社、一八 削除、一九 削除、二〇 岐阜日日新聞社、二一 岐阜新聞社、二二 合同新聞社、二三 函館日日新聞社、二四 函館新聞社、二五 削除、二六 報知新聞社、二七 北海タイムス社、二八 北國新聞社、二九 北越新報社、三〇 北陸毎日新聞社、三一 日向日日新聞社、三二 いばらぎ新聞株式會社、三三 伊勢新聞社、三四 伊豫新聞社、三五 削除、三六 削除、三七 鹿兒島朝日新聞社、三八 鹿兒島新聞社、三九 河北新報社、四〇 海南新聞社、四一 削除、四二 削除、四三 關門日日新聞社、四四 關西日報社、四五 樺太日日新聞社、四六 京城日報社、四七 北日本新聞社、四八 神戸新聞社、四九 神戸又新日報社、五〇 高知新聞社、五一 皇道日報社、五二 國民新聞社、五三 吳日日新聞社、五四 京都日出新聞社、五五 京都日日新聞社、五六 九州日日新聞社、五七 九州日報社、五八 九州新聞社、五九 滿洲國通信社、六〇 滿洲日日新聞社、六一 滿洲新聞社、六二 都新聞社、六三 蒙疆新聞社、六四 室蘭毎日新聞社、六五 室蘭日報社、六六 長崎民友新聞社、六七 長崎日日新聞社、六八 名古屋毎日新聞社、六九 削除、七〇 名古屋新聞社、七一 削除、七二 削除、七三 新潟縣中央新聞社、七四 新潟毎日新聞社、七五 新潟日日新聞社、七六 新潟新聞社、七七 日刊工業新聞社、七八 日本海新聞社、七九 削除、八〇 日本産業軍新聞社、八一 日本新聞社、八二 二六新報社、八三 大分新聞社、八四 大阪朝報社、八五 大阪時事新報社、八六 大阪經濟新聞社、八七 大阪今日新聞社、八八 大阪毎日新聞社、八九 大阪日日新聞社、九〇 小樽新聞社、九一 佐賀新聞社、九二 下野新聞社、九三 新愛知新聞社、九四 信濃毎日新聞社、九五 新岩手社、九六 削除、九七 靜岡新報社、九八 松陽新報社、九九 大陸新報社、一〇〇 大正日日新聞社、一〇一 臺灣日日新聞社、一〇二 帝國新報社、一〇三 京都日日新聞社、一〇四 東京日日新聞社、一〇五 東亞新報社、一〇六 德島毎日新聞社、一〇七 德島日日新聞社、一〇八 東京毎夕新聞社、一〇九 東奧日報社、一一〇 富山日報社、一一一 削除、一二 山形自由新聞社、一三 山梨日日新聞社、一四 山梨と新聞社、一五 讀賣新聞社、一六 夕刊大阪新聞社、一七 夕刊帝國新聞社、一八 天理時報社、(ロ) 書籍及び雜誌出版社

一 愛國同志會、二 愛國評論社、三 亞細亞出版社、四 あけぼの發行所、五 アルス、六 朝日新聞社出版部、七 文藝春秋社、八 千倉書房、九 地湧日本社、一〇 潮文閣、一一 朝鮮金融組合連合會、一二 朝鮮公論社、一三 朝鮮教育會、一四 朝鮮及び滿洲社、一五 中央公論社、一六 大亞細亞建設社、一七 大亞細亞協會、一八 大道塾(京都)一九 第一公論社、二〇 第一書房、二一 第一出版協會、二二 第一出版社、二三 大文字書院(太平洋書館)、二四 大日社、二五 大日本同志會、二六 大日本護國青年會、二七 大日本一新會、二八 大日本警防協會、二九 大日本錦旗會、三〇 大日本勸業會、三一 大日本興亞同盟、三二 大日本青年團本部、三三 大日本赤誠會、三四 削除、三五 大日本雄辯會講談社、三六 大東亞協會、三七 大東塾、三八 大東出版社、三九 ダイヤモンド社、四〇 削除、四一 同文書院、四二 獨逸事情社、四三 婦女界社、四四 外交時報社、四五 學苑社、四六 學徒至誠會、四七 嚴松堂、四八 現代社、四九 原理日本社、五〇 軍人援護會、五一 軍警會、五二 博文館、五三 平凡社、五四 非凡閣、五五 東亞細亞社、五六 日の丸社、五七 兵庫縣國防協會播州國防研究會本部、五八 育生社、五九 惟神會、六〇 維新公論社、六一 維新運動社、六二 一心塾、六三 自衛社(三六社)、六四 削除、六五 人生社、六六 實業之日本社、六七 實業之世界社、六八 情報局、六九 科學主義工業社、七〇 海防義會、七一 解剖時代社、七二 海軍省軍事普及部、七三 恢弘會、七四 削除、七五 回天時報社、七六 改造社、七七 革新同盟、七八 鷄鳴莊、七九 霞ヶ關書房、八〇 啓文社、八一 啓明社、八二 慶應書房、八三 警察協會、八四 經濟知識社、八五 經濟情報社、八六 建國會、八七 削除、八八 勤皇まことむすび、八九 勤皇烈士顯彰連合、九〇 錦正社、九一 金鷄學院、九二 興亞青年運動社、九三 皇文社、九四 皇道扶翼運動社、九五 皇道塾、九六 皇道日本協會、九七 皇道社、九八 皇道翼青年連盟、九九 皇軍發行所、一〇〇 國本盛國社、一〇一 古今書院、一〇二 皇國同志會、一〇三 皇魂社、一〇四 國民防空出版協會、一〇五 國民評論社、一〇六 國民經濟研究所、一〇七 國民教育圖書株式會社、一〇八 削除、一〇九 國民政治經濟研究所、一一〇 國民精神文化研究所、一一一 國民精神總動員中央連盟、一一二 國民思想研究所、一一三 削除、一一四 國際反共聯盟、一一五 國際政經學會、一一六 國策研究社、一一七 國粹同盟、一一八 皇民實踐協議會、一一九 光明思想普及會(日本敎文館)、一二〇 今日の問題社、一二一 削除、一二二 興正會、一二三 高陽書院、一二四 舉國社、一二五 敎材社、一二六 滿洲移住協會、一二七 目黒書店、一二八 明治圖書株式會社、一二九 明倫會連合會、一三〇 明倫會、一三一 三笠書房、一三二 水戸春秋會、一三三

四 モダン日本社(新陽本社)一三五 モナス、一三六 森田書房、一三七 長野猶興會、一三八 名古屋七生クラブ
 一三九 南町塾、一四〇 南進社、一四一 創餘、一四二 日獨文化協會、一四三 日獨旬刊社、一四四 日獨出版協
 會、一四五 創餘、一四六 創餘、一四七 日本電報通信社、一四八 創餘、一四九 日本評論社、一五〇 日本革新
 會、一五一 日本經濟學盟、一五二 日本國際協會、一五三 日本公論社、一五四 日本協會、一五五 日本青年外交
 協會、一五六 日本青年教育會、一五七 日本思想研究會、一五八 農山漁村文化協會、一五九 歐文社(旺文社)一
 六〇 創餘、一六一 大藏財務協會、一六二 大阪毎日新聞社、一六三 パンフレット文藝社、一六四 陸軍畫報社、
 一六五 陸軍省新聞班、一六六 理想社、一六七 立命館出版部、一六八 創餘、一六九 産業組合中央會、一七〇
 創餘、一七一 三友社、一七二 里見日本文化研究所、一七三 誠文堂新光社、一七四 制度研究會、一七五 生活社
 一七六 正創社(名古屋)一七七 政教社、一七八 青年書房、一七九 政黨解消連盟、一八〇 創餘、一八一 世界
 創造社、一八二 戰爭文化研究所、一八三 社會教育會、一八四 創餘、一八五 創餘、一八六 至軒寮、一八七、支
 那時報社、一八八 新潮社、一八九 新興亞社、一九〇 新日本同志會、一九一 神政社、一九二 新天地社、一九三
 獅子王文庫、一九四 小學館、一九五 昭和書房、一九六 秀文閣、一九七 主婦之友社、一九八 春秋社、一九九
 創造社、二〇〇 太平洋協會、二〇一 彌榮會、二〇二 大政翼賛會宣傳部、二〇三 高山書院、二〇四 帝國公民教
 育協會、二〇五 帝國在郷軍人會、二〇六 遞信協會、二〇七 帝都日日新聞社出版部、二〇八 天業民報社、二〇九
 天關打開期成會、二一〇 テンセン社(天泉社)二一一 天照社(横濱)二一二 東亞同文會、二二三 東亞會、二二
 四 東亞連盟協會、二二五 東方同志會、二二六 東海出版社、二二七 刀江書院、二二八 東京朝野新聞社出版部、
 二二九 東大陸社、二三〇 東經濟新報社、二三一 東洋協會、二二三 海と空社、二二三 やまとむすび、二三四
 揚子江社、二三五 大日本國粹會總本部、二三六 大日本青年同志會、二三七 關東國粹會、二三八 興亞日本社、二
 二九 皇道自治會、二三〇 皇道會、二三一 南北社、二三二 日本論叢社、二三二 日本主義文化同盟、二三四 立
 憲養正會、二三五 政界往來社、二三六 青年亞細亞連盟、二三七 思想戰社、二三八 丁酉倫理會、二三九 東亞建
 設同志會

(ハ) 映畫製作及び演劇興行會社

一 朝日映畫製作株式會社、二 中華電影股份有限公司、三 第一映畫社、四 大都映畫株式會社、五 電通映畫社、

六 華北電影股份有限公司、七 國光映畫株式會社、八 滿洲映畫協會、九 日本映畫社、一〇 日本活動寫真株式會
 社、一一 理研科學映畫株式會社、一二 新興キネマ株式會社、一三 松竹株式會社、一四 東寶映畫株式會社、一五
 東京寶塚劇場

(ニ) 放送機關

一 朝鮮放送協會、二 中國放送協會、三 華北廣播協會、四 滿洲電信電話株式會社放送總局、五 日本放送協會、
 六 臺灣放送協會

(ホ) 言論統制團體

一 大日本映畫協會、二 滿洲弘報協會、三 日本新聞會、四 日本出版文化協會、五 日本中版會

別表第二

所屬區分又は團體名

一 中央及び地方の各廳(都道府縣廳を除く)

二 國會

三 法令に基づく委員及び委員會(都道府縣單位以
 上のもの、公職適否審査委員會に在つてはすべ
 ての委員會、農地委員會に在つては市町村單位
 以上のもの)

四 都道府縣

令第二條の主要公職

一級官待遇以上の官吏及び待遇官吏(各
 省の顧問、參與及び専門委員を含む)
 議員

會長、副會長、委員長、副委員長及び委
 員

令第二條の普通公職

その他の官吏及び待遇官吏

なし

その他の職員

その他の職員

都道府縣知事、議員、副知事、出納長、
 副出納長、選舉管理委員、選舉長、開票
 管理者、投票管理者、監査委員、參與、
 委員、東京都の區の區長及び區會議員並
 びに局部課係の長等都道府縣の責任のあ

五、市町村及び全部事務又は役場事務を共同處理する町村組合

六、特殊會社、營團及び特殊銀行並びに政府及びこれらの團體が最大出資者たる會社、

食糧營團（都道府縣單位以上のもの）

北海道拓殖銀行、住宅營團、交易營團、國民

更生金庫、日本銀行、日本發送電株式會社、

日本肥料株式會社、日本勸業銀行、日本興業

銀行、日本蠶糸統制株式會社、日本石炭株式會

社、日本通運株式會社、日本輸出產物株式會

社、農地開發營團、農林中央金庫、恩給金

庫、産業設備營團、商工組合中央金庫、庶民

金庫、帝國鑛業開發株式會社、帝國燃料興業

株式會社、帝國石油株式會社、帝都高速度交

通營團、東北興業株式會社

左に掲げるものが最大出資者たる會社

1 政府

2 特殊會社（日本製鐵株式會社、及び國際

電氣通信株式會社を含む）又は營團

3 特殊銀行

七、臨時物資需給調整法により指定された會社その他の團體及び統制會社又は統制組合の承繼團體で昭和二十年九月二日後に設立されたもの

八、特別法により設立された團體、政府補助團體及びこれらに準ずる團體

辯護士會（都道府縣單位以上のもの）

中央馬事會、中央社會事業會、大日本育英會、

大日本醫療團、大日本警防協會、大日本體育會

鹽業組合中央會、液體燃料協議會、漁業會、移

動映寫聯盟、醫師會（都道府縣單位以上のもの）

自由出版協會、自動車製造工業組合、ゴム工業

會、過燐酸肥料製造業組合、紙及びパルプ工業

聯合會、刑務協會、經濟團體聯合會、日本澱粉

株式會社、日本映畫教育協會、日本遠洋底曳網

水産組合、日本學術振興會、日本移動演劇聯盟

日本開拓協會、日本自動車會議所、日本蠶運協

會、日本競馬會、日本教育會、日本甘藷馬鈴薯

株式會社、日本工業俱樂部、日本港運中央會、

日本産業團體協議會、日本製酪業組合、日本證

る地位にある職員

市町村長、組合管理者、議員、助役、收入役、副收入役、區長、區收入役、選舉管理委員、選舉長、開票分會長、投票分會長、監査委員、參與、委員及び局部關係の長等市町村の責任のある地位に在る職員

その他の職員

總裁、副總裁、社長、副社長、頭取、副頭取、理事長、副理事長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、その他名目の如何にかゝらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

監査役、監事、顧問、相談役並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかゝらずこれらの役職員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

右に同じ

右に同じ

會長、副會長、社長、副社長、頭取役理事、常任監査役、常任監事その他名目の如何にかゝらずこれらの役員と同等の權限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

右に同じ

券取引所、日本赤十字社、日本新聞協會、日本
纖維協會、日本飼料株式會社、日本出版協會、
日本倉庫業中央會、日本鐵道會、日本稅務協會
日本電氣機械製造會、日本工作機械協會、日本
農機具工業會、日本石炭鑛業會、日本通信機械
工業會、日本鐵鋼協議會
鑛業會(都道府縣單位以上のもの)
林業會(都道府縣單位以上のもの)
硫安肥料製造業組合、硫酸生産協議會、蠶糸
業會(都道府縣單位以上のもの)
産業機械工業會、生命保險協會、生命保險中央
會、石炭窒素肥料製造業組合、船舶運營會、司
法保護協會、社會教育聯合會、齒科醫師會(都
道府縣單位以上のもの)
信託協會
商工會議所(都道府縣市町村單位以上のもの)
商工組合中央會、職業輔導協會、酒販組合中央
會、酒造組合中央會、セメント工業會、ソーダ
工業會、損害保險協會、損害保險中央會、水產
物製造業會(都道府縣單位以上のもの)
水産業會(都道府縣單位以上のもの)
特別漁業會(都道府縣單位以上のもの)
藥劑師會(都道府縣單位以上のもの)

全國銀行業協會聯合會、全國鑛山會、全日本方
面委員聯盟、造船聯合會

九 主要な新聞社、通信社、出版社、映畫製作會
社及び演劇興行會社、放送協會その他の報道機
關

朝日映畫社、文藝春秋新社、中公論社、ダイ
ヤモンド社、大日本映畫株式會社、大日本雄辯
會談話社、電通映畫社、株式會社富山房、博文
館、家の光協會、岩波書店、實業の日本社、改
造社、研究社、弘文堂、丸善圖書株式會社、日
本映畫株式會社、日本放送協會、日本評論社、
旺文社、理研映畫株式會社、三省堂出版株式會
社、新潮社、誠文堂新光社、松竹株式會社、
主婦之友社、東寶株式會社、東洋經濟新報社、
巖松堂、白水社、平凡社、鎌倉文庫、河出書房
目黑書店、日本出版配給株式會社、新生社、小
學館、彰考書院、創元社、高山書院、東京堂、
養徳社、有斐閣、アルス、千倉書房、地湧日本
社、潮文閣、第一書房、大日本出版株式會社、
大東出版社、大和本社、同文館、外交時報社、
非凡閣、育生社、岩崎書店、惟神會、人文書院
人生社、實業の世界社、科學社、偕成社、霞ヶ
關書房、警察協會、古今書院、國民評論社、京

會長、副會長、社長、副社長、取締役、
理事、常任監査役、常任監事、編輯局長
主筆、調查局長その他名目の如何にか、
わらずこれらの役職員と同等の權限若し
くは支配力を有し、又は同等の報酬を受
ける職

右に同じ

役上

都印書館、三笠書房、南洋協會、日本電報通信社、日本放送出版協會、日本協文社、岡倉書房、大藏財務協會、理想社、山雅房、里見日本文化研究所、生活社、斯文社、新太陽社、昭和書房、春秋社、創造社、太平洋出版社、選信協會、雄山閣、培風閣、物價調查會、文化評論社、筑摩書房、地球出版株式會社、第一法規出版株式會社、婦人之友社、フレール館、二葉書店、橋口書店、鳳文書林、伊藤書店、岩谷書店、國民教育圖書株式會社、國民圖書刊行會、國際文化協會、國際連合研究會、舌樂社、明治書院、南江堂、南山堂、日本地圖株式會社、日本圖書株式會社、日本民主主義文化連盟、農民の友發行所、農山漁村文化協會、櫻菊書院、再建編輯局、産業圖書株式會社、山海堂、青磁社、世界評論社、新世界社、獅子王文庫、裳華房、少年文化社、主婦と生活社、大雅堂、大修館書店、帝國地方行政學會、帝都出版株式會社、東京社、東西出版社、内田老鶴圃、養賢堂、吉田書房、雄鷄社、全國書房、東映映畫株式會社

その他一回の發行部數二萬部以上の定期刊行物（新聞を除く）を發行する機關

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日

迄の間において左の各號の一に掲げる方法により昭和二十一年勅令第百一號（政黨協會その他の團體の結成の禁止等に關する勅令）第一條第一項各號の一に該當する事項を主唱し、又は發表したすべての機關（別に掲ぐるものを除く）

一 書籍又は冊子の刊行

二 映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施

三 前二號に掲げる方法による報道の頒布の主宰又は統制

秋田新聞社、朝日新聞社、中部日本新聞社、中國新聞社、愛媛新聞社、合同新聞社、北海道新聞社、北國毎日新聞社、時事新報社、時事通信社、河北新報社、北日本新聞社、神戸新聞社、高知新聞社、熊本日日新聞社、吳新聞社、共同通信社、京都新聞社、毎日新聞社、南日本新聞社、民報社、長崎新聞社、日本經濟新聞社、日本タイムス社、新潟日報社、西日本新聞社、大分合同新聞社、大阪新聞社、産業經濟新聞社、信濃毎日新聞社、静岡新聞社、東京新聞社、東興日報社、山形新聞社、讀賣新聞社、アカハタ社、防長新聞社、千葉新聞社、中部經濟新聞社、中京新聞社、第一新聞社、デイリー東北社、福井新聞社、福島

會長、副會長、社長、副社長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、編輯局長、主筆、調查局長、編輯次長、論說主任、ニュース編集主幹、その他名目の如何にかゝわらずこれらの役職員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

監査役監事、顧問、相談役、編輯各部長並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかゝわらずこれらの役職員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

民報社、福島民友新聞社、岐阜タイムス社、
北海日日新聞社、北海タイムス社、北陸夕刊
新聞社、日向日日新聞社、伊勢新聞社、石川
新聞社、人民新聞社、上毛新聞社、神奈川新
聞社、高知日報社、工業新聞社、京都日日新
聞社、九州タイムス社、都新聞社、長崎民友
新聞社、長崎日日新聞社、名古屋タイムス社
日刊スポーツ社、日本婦人新聞社、日本海新
聞社、大阪時事新報社、大阪日日新聞社、佐
賀新聞社、埼玉新聞社、山陰日日新聞社、山
陰朝報社、世界日報社、滋賀新聞社、四國新
聞社、島根新聞社、下野新聞社、愛媛新聞
社、報知新聞社、新北海新聞社、新岩手社、
新港夕刊新聞社、新九州新聞社、新大阪新聞
社、新東海新聞社、新夕刊新聞社、サン寫眞
新聞社、東海毎日新聞社、徳島民報社、徳島
新聞社、東京タイムス社、東京都民新聞社、
富山新聞社、和歌山新聞社、山梨時事新聞社
山梨日日新聞社、夕刊フクニチ新聞社、夕刊
ひろしま新聞社、夕刊京都新聞社、夕刊三重
新聞社、夕刊新潟社、夕刊岡山社、夕刊信州
社、夕刊東北新聞社、岩手新報社、茨城新聞
社、文化新聞社、中部民報社、婦人民主新聞

社、函館新聞社、自由新聞社、ジュニアタイ
ムス社、科學文化新聞社、南海タイムス社、
日米新聞社、日本出版協會、日本輿論新聞社
沖繩新民報社、大阪タイムス社、政治新聞社
青年新聞社、青年タイムス社、新日本新聞社
少年タイムス社、週刊自由社、週刊教育新聞
社、夕刊みやこ新聞社

その他一回の發行部數二萬部以上の新聞社

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日
までの間において、新聞紙により、昭和二十一
年勅令第百一號第一條第一項各號の一に該當す
る事項を主唱し、又は發行したすべての機関

一〇 その構成員が帝國議會に議席を有する政黨
及びその支部その他昭和二十一年勅令第百一號
第五條第一項の規定により届出を必要とする團
體

餓死防衛同盟（東京都）、北海道政治同盟、
協同民主黨、教育民主黨（秋田縣）、民本黨
（大阪府）、日本自由黨、日本國民黨、日本共
産黨、日本民主黨（愛媛縣）、日本正論黨、
日本社會黨、日本進歩黨、農本黨（富山縣）
大分縣農本黨（大分縣）埼玉縣政振興會（埼
玉縣）三州農民黨（愛知縣）青年民主主義同

總裁、副總裁、會長、副會長、中央執行
委員長、幹事長、書記長、幹事、常任執
行委員、總務、理事、その他名目の如何
にかゝわらず、これらの役員と同等の權
限若しくは支配力を有し、又は同等の報
酬を受ける職

顧問、監事、並びに事務及び經
理に關する最高職員その他名目
の如何にかゝわらずこれらの役
職員と同等の權限若しくは支配
力を有し、又は同等の報酬を受
ける職

盟（山口縣）新日本建設同盟（三重縣）東北
日本國民黨（秋田縣）全日本聯域同志會（大
阪府）

一 有力な會社金融機關その他の經濟團體

尼崎製鐵株式會社、旭電化工業株式會社、旭
化成工業株式會社、淺野物產株式會社、淺野
セメント株式會社、淺野本社、チタン工業株
式會社、中部配電株式會社、中國配電株式會
社、大同製鋼株式會社、大建産業株式會社、
大日本紡績株式會社、大日本兵器株式會社、
富士産業株式會社、義濟會、古河電氣工業株
式會社、古河鑛業株式會社、扶桑金屬工業株
式會社、日立兵器製作所、日立造兵株式會社
日立航空機株式會社、日立精機株式會社、日
立製作所、日立造船所、北海道炭礦汽船株式
會社、北陸配電株式會社、石川島重工業株式
會社、株式會社林兼商店、株式會社日産、鐘
淵紡績株式會社、關西配電株式會社、關東配
電株式會社、片倉工業株式會社、川南工業株
式會社、川崎重工業株式會社、川崎汽船株式
會社、川崎産業株式會社、川崎車輛株式會社
京阪神急行電鐵株式會社、近畿日本鐵道株式
會社、神戸製鋼所、國際電氣通信株式會社、

會長、副會長、社長、副社長、頭取、副
頭取、取締役、理事、常任監査役、常任監
事、その他名目の如何にかゝらずこれ
らの役員と同等の権限若しくは支配力を
有し又は同等の報酬を受ける職

監査役、監事、顧問、相談役並
びに業務及び經理に關する最高
職員その他名目の如何にかゝわ
らずこれらの役職員と同等の權
限若しくは支配力を有し又は同
等の報酬を受ける職

九州配電株式會社、明治生命保險株式會社、
民生産業株式會社、三菱電氣機械株式會社、
三菱銀行、三菱合資會社、三菱本社、三菱重
工業株式會社、三菱化成工業株式會社、三菱汽
船株式會社、三菱石油株式會社、三菱鑛業株式
會社、三菱製鋼株式會社、三菱信託株式會社、
三菱商事株式會社、三菱倉庫株式會社、三井
物產株式會社、三井不動產株式會社、三井合名
會社、三井銀行、三井本社、三井化學工業株式
會社、三井鑛山株式會社、三井木材株式會社、
三井精機株式會社、三井造船株式會社、三井信
託株式會社、三井造船株式會社、三井倉庫株
式會社、三井油脂株式會社、瑞穂産業株式會
社、日電興業株式會社、日電興業株式會社、
日電工業株式會社、日本アルミ株式會社、日
本窒素肥料株式會社、日本貯蓄銀行、日本電
氣株式會社、日本電興株式會社、日本輕金屬
株式會社、日本建設産業株式會社、日本建鐵
工業株式會社、日本光學工業株式會社、日本
鑛業株式會社、日本鋼管株式會社、日本無線
株式會社、日本精工株式會社、日本製鋼所、
日本生命保險株式會社、日本製鐵株式會社、
日本石油株式會社、日本青連株式會社、日本

華北自動車株式會社、華北輕金屬株式會社、
華北交通株式會社、華北纖維株式會社、華北
東亞煙草株式會社、華興商業銀行、鶴岡炭礦
株式會社、錦州公大實業株式會社、構太鋼業
株式會社、錦州バルブ株式會社、北支那製鐵
株式會社、吉林人造石油株式會社、小林礦業
株式會社、國際運輸株式會社、興慶金庫、滿
洲電業株式會社、滿洲電氣化學工業株式會社
滿洲電信電話株式會社、滿洲映畫協會、滿洲
鉛礦株式會社、滿洲合成燃料株式會社、滿洲
飛行機製造株式會社、滿洲日立製作所、滿洲
自動車製造株式會社、滿洲人造石油株式會社
滿洲輕金屬株式會社、滿洲鑛業開發株式會社
滿洲航空株式會社、滿洲工廠株式會社、滿洲
鑛山株式會社、滿洲マグネシウム株式會社、
滿洲農地開發公社、滿洲鴨綠江水力發電株式
會社、滿洲製鐵株式會社、滿洲石炭液化研究
所、滿洲石油株式會社、滿洲住友金屬株式會
社、滿洲炭礦株式會社、滿洲特殊鐵礦株式會
社、滿洲投資證券株式會社、滿洲東洋紡績株
式會社、三井輕金屬株式會社、密山炭礦株式
會社、蒙疆電業株式會社、蒙疆電氣通信設備
株式會社、茂山鐵礦開發株式會社、中支那軍

票交換用物資配給組合、日滿商事株式會社、
日本高周波重工業株式會社、大倉事業株式會
社、龍岡鐵礦株式會社、山西產業株式會社、
西安炭礦株式會社、昭和製鋼所、臺灣電力株
式會社、東遼道開發株式會社

一二 前號に掲げる以外の有力な會社、金融機關
その他の經濟團體

愛知時計電機株式會社、千代田生命保險相互
株式會社、第一生命保險相互株式會社、大和
紡績株式會社、大和證券株式會社、電氣化學
工業株式會社、富士紡績株式會社、合同酒精
株式會社、那是工業株式會社、北海道開發株
式會社、川西航空機株式會社、神戸銀行、倉
敷紡績株式會社、丸善石油株式會社、松下電
器産業株式會社、松下航空機株式會社、内外
綿株式會社、南洋海運株式會社、日興證券株
式會社、日本樂器株式會社、日本海汽船株式
會社、日本毛織株式會社、日本冷蔵株式會社
日産汽船株式會社、日清紡績株式會社、日東
紡績株式會社、理化學研究所、三和銀行、敷
島紡績株式會社、昭和農産化工株式會社、帝
國人造絹糸株式會社、東海銀行、豐田自動車
株式會社、東京銀行、東京芝浦共同工業株式

右に同じ

右に同じ

會社、東京證券株式會社、山一證券株式會社
備考

一 本表列記の會社、協會、報道機關その他の團體がその名稱を變更した場合においても、本表列記の團體として取扱
う。

二、本表列記の會社、協會、報道機關その他の團體の中には、既に解散したものを含んでいる。

別表第三

所屬區分又は團體名

一 中央及び地方の各廳（別表第二の第一號）

二 國會（別表第二の第二號）

三 法令に基く委員及び委員會（別表第二の第三號）

内閣總理大臣の指定すべき職

すべての官吏

都道府縣知事の指定すべき職

なし

なし

中央の委員並びに中央の（公職適否審査委員會）に在つてはすべての委員會（委員及び數都道府縣單位の委員會の會長、副會長、委員長、副委員長、委員、職員及び縣道府縣單位以下の公職適否審査委員會の委員を除く）及び職員

四 都道府縣（別表第二の第四號）

都道府縣知事、議員及び二級官待遇以下の官吏

その他の公職

五 市町村及び全部事務又は役場事務を共同處理する町村組合（別表第二の第五號）

京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市の市長及び市會議員

その他の公職

六 特殊會社、營團及び特殊銀行並びに政府及びこれらの團體が最大出資者たる會社（別表第二の第二號）

すべての公職（都道府縣單位の食糧營團の公職を除く）

都道府縣單位の食糧營團の公職

七 臨時物資供給調整法により指定された團體及すべての公職

統制會、統制會社又は統制組合の承繼團體で昭和二十年九月二日後に設立されたもの（別表第二の第七號）

なし

八 特別法により設立された團體、政府補助團體及びこれらに準ずる團體（別表第二の第八號）

中央及び數都道府縣單位の團體の公職

都道府縣單位以下の團體の公職

九 主要な新聞社、通信社、出版社、映畫製作會社及び演劇興行會社、放送協會その他の報道機關（別表第二の第九號）

すべての公職

なし

一〇 その構成員が國會に議席を有する政黨及びその支部その他昭和二十一年勅令第一號第五條第一項の規定により届出を必要とする團體（別表第二の第一〇號）

本部及び數都道府縣單位の支部の團體の公職

都道府縣單位以下の支部の公職

一一 有力な會社、金融機關その他の經濟團體（別表第二の第十一號）

すべての公職

なし

一二 前號に掲げる以外の有力な會社金融機關その他の經濟團體（別表第二の第十二號）

すべての公職

なし

別記様式（一）調査表様式（省略）
別記様式（二）確認書様式

第 號 確 認 書

住 所
氏 名

生 年 月 日

右の者は、昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令）第七條第一項の規定により提出した調査表により審査をしたところ、昭和二十一年一月四日附連合國最高司令官覺書公務從事に適しない者の公職からの除去に關する件に掲げる條項に該當する者であることを確認する。

年 月 日

内閣總理大臣

國

（都道府縣知事）

備考 この確認書は、本人の提出に係る調査表に虚偽の記載があり若しくは事實をかくした記載があつたとき、又は調査表に記載されていない理由に因り覺書に該當する者と認められるに至つたときは、その効力がないものとする。

別表第四

都道府縣知事が假指定を行うべき者の範圍は次の通りとする。但し、住所を知ることができない者を除く。

一 時期の如何を問はず左の地位に在つた者

1 大政翼賛會

都道府縣支部の支部長、事務局長及び事務局各部長都道府縣協力會議議長

東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市（以下別表第四中六大市という）の支部の支部長、事務局長及び事務局各部長

六大市協力會議議長

郡市（六大市を除く。以下別表第四中同じ）區支部の支部長及び事務長

郡市區協力會議議長

町村支部の支部長

町村協力會議議長

2 大政翼賛會關係團體

イ 大日本翼賛壯年團

都道府縣支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長

六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長

郡市區町村支部の團長

ロ 大日本興亞同盟

地方支部長

2 大日本政治會

都道府縣支部の支部長

二 昭和二十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者

帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長

六、教職員の除去、就職禁止等に關する勅令及びその施行規則、並びに審査委員會の規程の改正について

昭和二十二年五月二十二日
發達六一號適格審査室長通知

昭和二十一年勅令第二百六十三號（教職員の除去、就職禁止及び復職等の件）と、その施行規則及び審査委員會の規程が今般改正されたので、それに伴い必要な事項につき、左記の通り通知する。

記

一、あらたに教職に就こうとする者はすべて審査委員會の審査を受けることになるので、新規採用の者については、必要な調査表を徴し、それぞれの委員會の審査に付さなければならぬ。

特に學校集團教員適格審査委員會は、四月末をもつて廢止されたので、高等專門學校、教員養成諸學校等の教職員の審査はすべて教職員適格審査委員會ですることになったから御留意ありたい。

尙教育職員適格審査委員會で審査を受けるものについては、文部省に於て任免の手續をする教職に限り、任用關係書類と共

に調査表を文部大臣官房秘書課を通じて、その他は適格審査室を通じて、文部大臣宛に提出されたい。
二、新規採用の場合、特別の事情があるときは、便宜措置として、調査表を提出せしめると同時に取り敢えず任用しても差支ない。

但し軍隊よりの復員者については、審査を受けて適格であることを確認されてからでなければ採用することはできない。

三、今般の規定の改正により、自動的に教職不適格者として指定せられるものはなくなり、すべて審査委員会の審査判定に付することになるのであるが、従前の規定による施行規則別表第二は、別表第一として審査判定の規程とされることになった。但しこの場合明らかにその規程に該當する者は不適格者と判定されることは變りない。

四、教員不適格者として教職を去らせられた者は、恩給等を受ける権利又は資格を喪失するが、文部大臣が特殊の事情があるとして認められた場合には、その権利又は資格の喪失の免除をすることができることになっているので、免除を受けたい者は本人より恩給権等に關する免除申請書、免除申請理由書、理由書に陳述せられた事項に關する主たる参考資料及び指定書の寫しを文部大臣宛提出すればよい。

五、教職を去らせられた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署、その他の團體の執務の場所に出入してはならないことになったので、その趣旨の徹底に當り遺憾なきを期せられたい。

六、従前の規定により、その施行規則別表第二に該當して、教職不適格者として指定された者については、文部大臣が特に必要を認めたときはその指定を解除することができるが、その手續は従前のやうに文部次官、都道府縣知事又は學校長が文部大臣に申請するのである。

七、先に四月二十八日付發適五十三號により、各大學長、都道府縣知事宛に通知した改正規定に基く委員會は、速かに設置し必要なる審査をするやうにされたい。

八、調査表の様式については、施行規則第五條において、昭和二十二年閣令、内務省令第一號別記様式(一)(但し文部大臣の特に定めるものに關しては、この限りでない)によると定められているので、調査表の様式は前記様式の調査表の中その一部を次のやうに改めたものとする。なお調査表には英文の記載はいらない。

第三ページ中「職業及び軍務の履歴」を「職業履歴及び軍務の履歴」に改め、その次に左の條文を加える。

一三の一、學業の履歴(在學し又は卒業した最終の學校及び學科と施行規則別表第一第十項に該當する學歷を有する者は、そ

の履歴を詳細に記載すること。但し年月日順に列記すること)

年 月 日	學 校 及 び 學 科	入 學 退 學 卒 業 等	備 考

第三ページ中「二三職業の履歴」を「二三の二職業の履歴」に改める。

第四ページ中第二項の次に、左の條文を加へ、第三項とする。

ハ その他一切の軍務に關する履歴(すべて年月日を記載すること)

九、逓信省所管の中央無線電信講習所の所長その他の教職員は、教育職員適格審査委員會に於て、大阪、熊本、防府、仙臺の各無線電信講習所にあつては、所長及び二級以上の教育職員については教育職員適格審査委員會において、その他の教職員(支所、分室長並にその教員を含む)については本所所在の府縣教員審査委員會において審査をするものとする。

七、公民館の役員の審査について

昭和二十二年六月十一日
發適六六號適格審査室長通知

各地に公民館の設置普及を見るに及び、公民館の社會教育上に及ぼす影響は大きいのでその館長・委員又はこれ等に準ずる役員は、今般教職員適格審査の對象とされることになった。

それに伴い教職員適格審査に關する施行規則と、委員會の規定も左記の通り一部が改正され、公民館の館長・委員等の審査は都道府縣委員會でこれを行うことになったので遺漏なきを期せられたい。

記

一、共同省令第二號(昭和二十二年六月十一日)

第一條第三項中「これらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加

える。

第五條中「これらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加える。
別表第二第六項の下に左の一項を加える。

七、公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員の職。

二、文部省訓令第七號（昭和二十二年六月十一日）

第一條第二項中「教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市吏員及び小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加える。

八、教職員適格審査の規準における別表第一第一〇項に掲げるもの以外の神職養成を目的とする學校について

昭和二十二年六月十三日
發通六七號適格審査室長通知

教職員の適格審査に關する施行規則別表第一第一〇項に掲げられた神職養成を目的とする學校に該當するものと、該當しないものとを左記の通り決定したので御通知する。尙該當する學校又は施設の昭和十二年七月七日以降昭和二十年九月二日迄の間の卒業者は、教職不適格の基準に該當するものとなるので、そのように御了知ありたい。

記

一、該當するもの

(一)、私立熊本國學院（熊本市）

(二)、山口縣神社廳附屬學院（山口市）

(三)、財團法人大社國學院（島根縣）

(四)、島根縣神職養成部（島根縣）

(五)、西部神祇學校（福岡市）

(六)、京都國學院（京都市）

(七)、愛媛國學院（愛媛縣）

(八)、愛知國學院專修科（中部神祇學校）（愛知縣）

(九)、福岡皇國學院（福岡縣）

(一〇)、皇典講究所國學院（廣島縣）

(一一)、福島縣神職候補者養成所（福島縣）

(一二)、志波彦神社・鹽釜神社神職養成所（宮城縣）

(一三)、山形縣神職養成部（山形縣）

一、該當しないもの

(一)、伊勢專門學館（三重縣）

(二)、神職養成講習會（大阪市）

(三)、神職養成講習部（山梨縣）

(四)、岐阜縣飛騨國皇典講究支所（高山市）

九、教職員適格審査の資料について

昭和二十二年六月十三日
發通六八號適格審査室主事通知

今後貴校教職員任用に際し適格審査を受けるため調査表提出の際は、審査資料として左記事につき詳細なる説明資料を添付された。

なお審査に際し特に必要と思われるような著書論文等があれば同時に送付願いたす。

記

一、經歷中審査の際特に問題となるような事項（例へば軍學校教官及び司政官等外地勤務者にあつてはその職務内容及び勤務

状況

- 二、關係團體の内容及び性格
- 三、本人の思想言動等についての所見
- 四、擔任學科
- 五、其他参考となるような事項

一〇、教職員の除去に關する報告について

昭和二十三年六月十八日
發達七十一號 總務課長通知

昭和二十一年勅令第二百六十三號の「教職員の除去就職禁止及び復職の件」については毎月報告を受けているが今般關係法令の改に伴ひ別記報告様式を一定したから六月分より本通知により報告されたい。

昭和二十一年十月十六日附發通四三號通知は廢止する

記

一、提出期日

- 1 第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着するよう電報すること
- 2 第二、三様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着するよう文書で發送のこと

第一様式

發達	號	ウ	三八	エ	三七
都道府縣名					

備考 ウ、エは第二様式の各事項の合計を指す

第二様式指

指定、罷免總數報告（ 月分）

都道府縣名

種別	事項	ウ		エ	
		數	別表第一の該當者として指定され者の總數	指定の結果罷免せられた者の總數	
小	學 校				
新	制 中 學 校				
青	年 學 校				
中	等 學 校				
盲	聾 啞 學 校				
各	種 學 校				
教	育 關 係 官 公 吏				
學	校 を 經 營 す る 法 人 の 役 員				
公	民 館 役 員				
合	計				

備考 1、合計數はその月に於けるもののみを記入し前月までの延人員數を記入しないよう注意すること

2、ウ欄は判定、假定、保留等にされた人數は含まない。

エ欄は指定の結果、罷免手續をなし罷免發令のあつた者のみを記入する（罷免手續中の者は含まない）

第三様式

指定、罷免報告（ 月分）

都道府縣名

指定月日	罷免月日	該當事項	勤	務	先	地	位	氏	名
合	計								

備考 1、第二様式第二様式の種別欄の順に記入のこと

2、指定月日には判定月日、保留月日等は含まない

3、罷免月日は罷免發令月日を記入のこと

4、該當事項

例別表第一の一、侵略主義或は好戰的、國家主義を鼓吹した者又は別表第一の九、陸軍十年以上の如くわしく書くこと

5、勤務先、氏名等については振假名をつけると共に官公私立の別を明らかにすること

6、地位は地方教官（何級）文部事務官（何級）講師・授業補助事務職等（何級）の如くすること

一、適格審査の状況報告について(2)

昭和二十二年六月十八日
發通七一號 適格審査室長通知

貴學（縣）の教職員の適格審査の進行状況は發通四三號別記様式に依り毎月報告を受けているが今般關係法令の改正に伴ひ各委員會よりの報告様式を一定したから六月分より左記によつて報告せられたい。

昭和二十一年十月十六日付發通四三號通知は廢止する。

記

一、提出期日

1、第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着するよう電報すること

2、第二、三、四による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着するよう文書で發送のこと

二、月次報告様式

第一様式

發通

號報告

ア、五六〇、

イ、ハ、

委員會名

備考 ア、イは第二様式の各事項の合計を指す

第二様式

審査總數報告（

月分）

委員會名

種別事項	委員會で審格審査を受けた者の總數		委員會で不適格者として判定された者の總數	
	ア		イ	
小學校				
新制中學校				
青年學校				
中等學校				
盲聾啞學校				
各種學校				
教育關係官公吏				
學校を經營する法人の役員				
公民館役員				
合計				

大學の報告の場合は種別欄を學部別（教授・助教授・講師等）に區別すること

備考 合計數はその月に於けるもののみを記入し前月よりの延人員數は記入せぬよう注意すること

第三様式

適格判定者報告（

月分）

委員會名

判定月日	勤務先	地位	氏名

合	計		
---	---	--	--

備考 1、勤務先は官公私立の區別を明かにすること。
例)横濱家政女學校

- 2、地位は地方教官(二、三級)文部事務官(二級)講師、授業囑託事務囑託(二級待遇以上)等の如くすること
3、勤務先 氏名には振假名をつけること
4、假判定、保留は一切記入しないこと

第四様式

不適格判定者報告(月分)

委員會名

判定月日	該當事項	勤務先	地位	氏名
合計				

備考 1、該當事項……例別表第一ノ一侵略主義或は好戰的國家主義を鼓吹したもの

- 2、勤務先、地位、氏名の記入様式は第三様式による
3、假判定は記入しないこと

第五様式

審査總數内譯報告(月分)

都道府縣委員會名

種別	審査人員數	別表第一當者數
視學	男 女	
校長	男 女	
女教員		

一二、大日本武徳會役員及び言論出版關係者について

昭和二十二年九月五日
發適九七號適格審査室長通知

今般右の件につき公職追放令の基準が擴張された結果、本年五月二十一日附政令第六十二號の基準も當然に擴張されることになつたので、右の基準に該當する者(但し一級官を除く)に對し、教職員適格審査委員會及び各大學・都・道・府・縣の教員適格審査委員會において、左記によつてそれぞれ審査をすることになつたので御承知を願ひたい。
なお一般の二級官は公職追放令の適用をうけ右兩基準による審査をうけるのであるが、教職員は一應除かれることになつてゐる。

一、教職員中一級官は内閣において公職追放のみによる審査をうけることになつてゐるので政令第六十二號による審査は必要ない。

二、言論出版關係の基準は、本年六月三十日官報號外登載總理廳令内務省令第三號、武徳會關係は八月二日附同令第六號によるのであるから、詳細は官報によつて承知の上、該當者は自發的に各々審査をうける委員會宛申告するように取計はれたい、なおその際反證も併せて提出すること、反證については七月三十日附發體一三八號及八月十八日附發體一三八號の通知を特に参照されたい。

三、教育行政官公吏であつて既に本年一月四日以降調査表を中央公職適否審査委員會に提出済みものは反證については中央公職適否審査委員會宛にも當方に對すると同様提出されたい。

四、現に在職中の者については今回特に調査表を提出させる必要はない。

五、實際の審査は本省よりの連絡をまつて開始される。

六、以上の件について各審査委員長に御連絡ありたい。

一三、適格審査の狀況報告について

昭和二十二年九月九日
發適九九號適格審査室長通知

今般六月十八日附發適七一號による首標の件中別記様式の「種別」欄に、就職希望者については、新たに「就職希望」の一
項を設けることになったから、この點御留意の上九月以降の審査状況を報告されたい。但し、就職希望者の考慮中の地位の學
校種別が明かなものについては當該學校種別欄に入れて報告されたい。

一四、第三審の請求について

昭和二十二年九月十日
發適一〇〇號適格審査室長通知

中央教職員適格審査委員會で、教職不適格者と判定せられた者が、文部大臣に特別の審査を請求する場合には、左記の手續
によるよう關係方面に周知せしめられたい。

記

一、第三審は文書を以て本人が直接文部大臣に請求し、此の際必らずその旨を既に判定を受けた第一審の委員會の委員長及び
中央教職適格審査委員長並びに勤務する學校長又は所屬官廳の長に通知すること。
二、第三審の請求には、文部大臣に特別の審査を請求する理由を記載した書類を添附すること。

一五、教職員適格審査適用の範圍擴張について

昭和二十二年九月十六日
發適一〇二號適格審査室長通知

今般昭和二十二年政令第六十二號により、施行されている教職員適格審査の適用範圍が擴張され、幼稚園の園長及び教員、
並びに小學校、中學校、盲學校、養護學校の養護教諭はすべて教職員適格審査を受けなければならぬことになったので、その
旨關係教職員に周知徹底せしめられたく審査に遺漏なきを期せられたい。

一六、教職員の新規採用について

昭和二十二年九月二十六日
發適一〇六號適格審査室長通知

教職員の新規採用の場合に於ける適格審査については、屢次その措置に遺憾のないよう通知しているのであるが、今後はす
べて教職員の新規採用の際は適格審査を受けて、適格と判定された後でなければ任用しないようにされたい。昭和二十一年五
月二十七日附發學二五一號及び昭和二十二年五月二十二日附發適第六一號の通知に於ては、復員者でない者については、便宜
措置として、調査表を提出せしめると同時に取敢えず任用しても差支ないことになっていたが、今後はこのような措置は認め
られないことになったので、特に御留意の上遺漏なきを期せられたい。

一七、原審差戻について

昭和二十二年十月十六日
發適七八號適格審査室長通知

右の件については本年七月二日付發適七八號その他で通知したところであるが、念のため左の諸點に御留意の上處理にあた
られたい。

記

一、原審差戻は適格を豫想してなされるものとは限らないから、再度不適格の判定をすることは差支ない。
明かな證據がなければならぬのは勿論である。
二、差戻された事案について、原審の委員會は一應白紙の状態にかえり、更に慎重に充分な資料又は證據、或いはあたらしい
事實の蒐集發見につとめること。
三、當方より一件書類に添付して送付する原審差戻の理由を十分考慮の上慎重に審査にあたること。

一八、教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程の改正について

昭和二十二年十二月十八日
發適一號適格審査室長通知

今般昭和二十二年政令第六十二號（教職員の除去就職禁止等に關する政令）の施行に關する規則、及び委員會に關する規程の一部が左記の通り改正されたので、左記事項に御留意の上遺漏なきを期せられたい。

記

一、三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職にある者は、すべて教職審査の對象となつたのであるが、従前の規則により審査の對象となつてゐた「視學の職にある三級の事務職員及び市吏員」以外の、他の三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職にある者についての審査は、本省よりの通知をまつて實施されたい。

二、圖書館・博物館・美術館等の館長及び通常三級官以上の職員又はこれに相當するものの占める職、並びに圖書館・博物館・美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員については、都道府縣教職審査委員會で審査する。但し國立圖書館・國立博物館（分館を含む）東京科學博物館の館長及び職員については、教育職員適格審査委員會で審査する。圖書館等の關係者の審査は、できるだけ早く實施されたい。

但し三級官又はこれに相當するものの占める職にある者については前項を參照のこと。

三、徒來審査の對象となつてゐなかつた助手も審査の對象とされるが、大學の助手については、その大學の教員適格審査委員會で審査すること。

但し審査實施については本省よりの通知をまつこと。

別記

一、文部省他關係各省共同省令第四號昭和二十二年十二月十八日官報記載

二、文部省訓令第十一號 同 前

一九、適格審査狀況報告について

昭和二十三年一月九日
發適一號適格審査室長通知

今般教職員適格審査の關係法令の一部改正に伴い、昨年六月十八日付發適七一號による各委員會よりの報告様式中、別記第二様式の「種別」欄は左の十五項に改正したから、一月以降は左記様式によつて報告されたい。

種別事項	審査總數	不合格者數
幼稚園		
小學校		
新制中學校		
青年學校		
中等學校		
各種學校		
盲聾啞學校		
學校經營の法人役職員		
教育關係公吏		
公民館役職員		
圖書館役職員		
博物館役職員		

美術館役職員	
他省關係	
就職希望	
原差戻	
合計	

備考

從來、原差戻になつた者の再審査の結果は、それぞれの「校種別」に入れていたが、今般「原差戻」の一項を設けたから、その結果を該項に記入するよう留意ありたい。

二〇、教職不適格の判定を受け第二審又は第三審を請求中の者の他の公官職への就職について

昭和二十三年一月十二日
發適第一一九號適格審査室長通知

・現に教職にあつて、教職不適格の判定を受け、第二審又は第三審を請求中の者は、その審査判定が確定し、昭和二十二年政令第六十二號による適格又は不適格に對する處分が決定するまでは他の官公職にあらたに（轉官轉職は含まない）つくことができないので、そのように御留意ありたい。

従つて不適格の判定を受けた者が、第二審又は第三審の判定が確定しない前に、他の官公職にあらたにつくとする場合には、第一審又は第二審の判定に服することが必要條件となり、第二審又は第三審請求中に、他の官公職にあらたについたときは、第一審又は第二審の判定に服したものと認められるので、第二審又は第三審の審査請求はこれを取下げなければならないことになるから左様御了知ありたい。

二一、職業陸海軍職員の解釋について

昭和二十三年一月十二日
官適一五號適格審査室長通知

今般公職審査において職業陸海軍職員に關して別記のように解釋することになつたので、今後は教職員適格審査に關する施行規則別表第一第八項及び昭和二十一年發適八號適格審査における軍關係者審査規程の適用に當つてもこの解釋が準用されるので然るべく御了知ありたい。

従前の解釋により教職不適格者となつた者であつて、この解釋によれば教職不適格者とならないものについては、各教職員適格審査委員會において再審査の上教職適格者と判定し、都道府府縣知事の指定したものは都道府府縣知事において不適格の指定を取消さなければならぬ。尙この場合には、昭和二十二年文部省訓令第三號第二十三條の規定による個々の審査を終了せる者に對する再審査指示申請の手續をする必要はないが、再審査をした者の官職氏名及び結果については、直ちに文部大臣宛報告されたい。

記

一、大正九年以前に勤務した陸海軍軍醫將校及び衛生下士官でその勤務期間が短く軍人としての普通恩給を受けるに至らなかつた者は正規陸海軍將校及び現役下士官として取扱われない。

二、昭和十六年十二月八日以降において陸海軍の委託學生又は生徒に採用され、現役將校に任ぜられた者は正規陸海軍將校として取扱われない。

三、大正九年以前に勤務した憲兵で特別の考慮に値する證據を提出した者は個人審査で覺書に該當せざる者となすことが出来る。但し將校たりし者を除く。

二二、教職不適格者の指定及び教職適格確認書の交付について

昭和二十三年一月十二日
發適一二〇號適格審査室長通知

教職不適格者の指定の様式については、昭和二十一年十月五日付發適四一號により、教職適格確認書の様式については、昭和二十二年五月二十一日付教職審査に關する共同省令別記様式によつて示されているのであるが、昭和二十二年五月二十一日付政令第六十二號の公布により、それ以前のものとそれ以後のものとの區別に關し疑義もあるので、今後は左記の通り取扱われなく通知する。

記

一、都道府縣知事のなす教職不適格の指定は次の様式によること。

右の者は昭和二十二年政令第六十二號に基いて同令第三條の教職不適格者と指定する。

官 職

氏

名

年 月 日

二、教職適格確認書の様式は、昭和二十二年五月二十一日付共同省令別記様式の通りであるが、審査規程の変更等に伴い本人の適格審査をうけた年月日を知る必要があるもので、前記確認書様式の備考の末尾に左の一項を附記して交付すること

尚頭書の者は昭和 年 月 日

教職員適格審査委員會において適格と判定され

72

三、教職適格と判定されて未だ判定書の交付を受けていない者から申請のあつた場合、昭和二十二年五月二十一日以後においては、すべて教職適格確認書を交付するのであつて、五月二十一日以前に適格と適定された者に對しても、前項のように適格判定の年月日を備考に附記して共同省令別記様式による適格確認書を交付すること。

二三、大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査について

昭和二十三年一月二十六日
發適五號適格審査室長通知

官標の件については、九月五日付發適九七號により、その審査の實施は、本省よりの連絡をまつて開始されたい旨通知したのであるが、今般左記の通り大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査の規程が決定したので、この規程により直ちに審査を實施するよう措置されたい。

尙右により審査を實施した場合には、審査を受けた者の官職・氏名及び結果を直ちに文部大臣宛報告されたい。

記

大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職審査規程

一、大日本武徳會都道府縣支部役員

1 支部長 原則として全部該當する。

但し終戦の年の二、三ヶ月在職の場合は考慮する。

2 理事長

在職期間が六ヶ月以上の者は原則として該當しない。

在職期間が六ヶ月以上の者は原則として該當する。但し本人の其他の經歷において、昭和二十一年一月四日付覺書附屬書A號の各項に該當する様な虞がある場合は、個人的に審査して決定する。

3 副支部長

副支部長は原則として該當しない。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は個人的に審査して決定する

(1) 副支部長としての在職期間が當該期間の殆ど全期に亘つている場合

(2) 特に活潑な活動をした場合

(3) 本人の其他の經歷において、昭和二十一年一月四日付覺書附屬書A號のB項よりG項に至る各項に該當する様な虞がある場合

4 理事

理事は原則として該當しない

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は、個人的に審査して決定する

(1) 理事としての在職期間が當該期間の殆ど全期に亘る様に長期である場合

(2) (3)の(3)に該當する場合

5 部會長

部會長は原則として該當する、

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は、個人的に審査して決定する。

(1) 會の軍國主義化に特に積極的に反對し之を阻止した顯著な行動があつた場合

(2) 特に活潑な活動をしなかつた弓道部會長

6 支 所 長 (3) 柔道部會長については、特に活潑な活動の無い限り、他の部會長に比して幾分有利に審査すること。
支所長は原則として該當しない。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は個人的に審査して決定する。

- (1) 支所長としての在職期間が相當長期に亘る場合
(2) 3の(3)に該當する場合

備考 中央本部の役員については、右に準じて更に厳密に審査の要があるが、こゝには省略するので不明の點があれば本省に照會されたい。

二、言論出版關係者

1 反證のない限り、會長以下の規定されている職務にあつた者は該當者となる。

尚そのうち「重要な地位を兼ねた取締役又は理事」の重要な地位とは新聞社においては總務局長、業務局長、同次長、營業局長、同次長、編輯局長、同次長、計理局長、同次長、整理部長、編輯部長、政治部長、經濟部長、社會部長等であり、雜誌出版關係においては部局長以上、映畫關係では、本社製作部局長、企畫部局長、總務部局長、業務又は營業部局長である。

但し放送關係では協會本部の理事で、名古屋、廣島、仙臺及札幌の中央放送局長である者は重要な職を兼ねた者とは見做されない。

2 各團體における特殊事情は考慮されなければならない。

新聞社においては編輯局長又は次長の制のない所では、編輯長と言う名稱のもとに編輯局長又は次長と同様の権限を有しているものがある。又反面理事という名稱を持つていても單なる職員に過ぎない者がある。即ち榮譽的なもので社の方針決定に關與しない者である。雜誌出版社については、個人經營のものが多く、又正式の名稱を持たない者も多いので、社の實情に應じて實際に権限を持つていたかどうかで、該當と非該當を決定しなければならない。

映畫關係で製作局長とは、その上に撮影所と稱するものがない團體（日本映畫社）撮影所の上部機構として製作部のあつた團體（東寶映畫）のそれであつて、撮影所内の製作部の部長ではない。

3 個人反證に左の諸點が認められる場合には非該當となる。

イ 短期在職者（三ヶ月以内位）であること。

ロ 特に自由主義的思想傾向の持主であること。

ハ 實質的な権限を持たず、その地位が名目的であつたこと。

ニ 該當記事又は該當映畫等が、その在職中に全然ないこと。又は少ないこと。

二四、教職員適格審査における海軍學徒兵の取扱について

昭和二十三年一月十六日
官適二號適格審査室長通知

教職員の適格審査において、いわゆる海軍の學徒兵については、普通の徵集による現役兵とは別個の臨時召集によるものであつて、豫備學生又は生徒の試験に不合格となつた者或は一度採用されても、將校たるの職量に乏しいとか、身體が悪いかで下士官になつた者も、これは本人の志願によるものではなく、又豫備役の下士官に任ぜられたものであるもので、教職不適格に該當しないものと認められるので、そのように取扱はたく通知する。

二五、朝鮮人の學校の教職員の適格審査について

昭和二十三年一月二十六日
發適九號適格審査室長通知

朝鮮人を教育する學校の教職員についても、昭和二十二年政令第六十二號による教職員の適格審査をしなければならないので、そのような學校の教職員について若し審査未了になつて居れば、必要な調査表を徴し、審査を實施されたい。尙調査表を徴されて、これを提出しない者には、政令第六十二號第八條の罰則の適用を要するので念の爲に申し添える。

二六、本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の教職適格審査について

昭和二十三年二月十六日
發適一四號適格審査室長通知

本年度卒業の教員養成諸學校生徒であつて、卒業後直ちに教職に就こうとする者の教職適格審査については、左記により措置せられたい

記

- 一、各學校（師範學校、青年師範學校、高等師範學校等）において、生徒の卒業前に必要な調査表を徴し、それぞれ所在地の都道府縣教員適格審査委員會に、審査の手續をとること。但し文理科大學等の卒業者が教職につこうとする者は、就職先の學校長を通じてそれぞれの委員會に、審査を請求するのである。
- 二、都道府縣教員適格審査委員會においては、教員養成諸學校生徒については、卒業後直ちに教職に就くことのできるよつに、卒業日まで、なるべく審査を終了するようにすること。
- 三、現在の教職員、適格審査に關する規程によれば、明らかに教職不適格者と判定される生徒（豫科課程終了後下士官に任ぜられた者等）については、別個の取扱いを考慮中であるので、前二項による手續をとらずその者の教職審査については、追つて通知するまで保留して置くこと。

補 遺

一、占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令

勅令第三百十一號昭和二十一年六月十一日

第一條 左の罪に係る事件については、公訴はこれを行はない。

一 聯合國人（法人を含む）の犯した罪

二 聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の安全に對し有害な行爲

三 聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者を殺害する行爲及びこれらの者に對する暴行行爲

四、聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の財産を不法に所持し、取得し、受領し、又は處分する行爲

五 聯合國占領軍又は聯合國最高司令官若しくは權限あるその部下の指示に従ふ者によつて搜索されてゐる人の逮捕を妨げ、又はこれらの者によつて拘禁されてゐる人の逃走を容易ならしめる行爲

六 聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の職務に關して、これらの者に妨害を加へ、これらの者の要求する情報提供を拒絶し、これらの者に對し口頭若しくは文書で虚偽の若しくは誤解を招くやうな申述をし、又は方法の如何を問はずこれらの者を欺罔する行爲

七 聯合國最高司令官によつて、又はその命令に基いて解散され、又は非合法と宣言された團體の爲にし、又はこれを支援する行爲

八 前各號の行爲について共謀し、又は教唆し、若しくは幫助する行爲

第二條 前條の罪を除く外、占領目的に有害な行爲から成る罪に係る事件については、公訴は、これを行はなければならない前項の事件についての公訴は、特定の事件について、その裁判管轄が聯合國軍事占領裁判所に移された場合においてのみこれを取消することができる。

この勅令において、占領目的に有害な行爲といふのは、合聯國最高司令官の日本帝國政府に對する指令の趣旨に反する行

爲、その指令を施行するために、聯合國占領軍の軍、軍國又は師團の各司令官の發する命令の趣旨に反する行爲及びその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に違反する行爲をいふのである。

第三條 監獄の長は、聯合國軍事占領裁判所の指示があつた場合には、その指定した者を、監獄に拘禁し、又は勞務場に留置しなければならない。

前項の規定により拘禁され、又は留置された者については、指示の趣旨による外監獄法を準用する。

第四條 この勅令に違反した者及び占領目的に有害な行爲をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七萬五千圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

前項の者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

前二項の規定は、聯合國最高司令官の指令又はその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に特別の定のある場合には、これを適用しない。

附 則

この勅令は、昭和二十一年七月十五日から、これを履行する

昭和二十一年勅令第二百七十四號の一部を次のやうに改正する。

第一條の條名及び第二條を削る。

二、不適格者の文部省關係團體への就職禁止及び罷免について

昭和二十一年九月二十七日
適格審査室長通知

貴局又は貴課内にて一月四日の公職追放令或は五月七日の教職除去に關する勅令によつて退官（職）した者は文部省と特別の關係にある團體等（左記にその一例を擧ぐ）に就職せしめない様又既に就職中の者は十月三日までに罷免せしめ其の結果を報告するやう至急御通達して下さい。

追て之は司令部よりの口頭指令によるものです。

記

社團法人日本移動演劇聯盟

同 移動映寫聯盟

同 日本出版協會

同 自由出版協會

日本映畫教育協會

社會教育聯合會

日本學術振興會

大日本體育會

在外邦人子弟教育協會

勤勞學徒授護會

日本宗教聯盟

其他

三、適格者中特定の者の調査について

昭和二十二年三月七日
發適二八號適格審査室長通知

貴審査委員會に於て既に審査を終了し適格となつた者でその者の思想、言論、行動、著書等に關し審査の際相當の論議が行はれた事例について、その者の氏名及びその間の事情の詳細、議決投票の際の適否の數その他、參考となるべき事項を附し至急確實なる報告をせられたい。

右は聯合國最高司令部民間教育情報部との協議に基き、至急調査の必要があるのであるが、尙今後右に該當するものがあつた場合もやはり報告せられたい。

四、教職員の適格審査について

昭和二十二年六月五日
適格審査室主事通知

御照會の教職不適格者と判定された教職員に對する措置については左記の通りにつき御了知ありたい。

記

- 一、教職不適格者に教職以外の職を囑託することは差支えないが教職を去らせられた教職不適格者が、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の團體の執務の場所に入出入することは昭和二十二年政令第六十二號第七條により禁止された同じ構内で勤務することは差し控えられたい。
- 二、同一の建物又は構内所在の建物でなくとも教職不適格者がその退職當時の勤務先であつた學校等の附屬の施設に勤務することも適格審査の趣旨に基き差し控えられたい。

五、原審差戻について

昭和二十二年七月二日
發適七八號適格審査室長通知

再審請求者について中央教職員適格委員會が一應審議した結果、原審査委員會の判定が著しく適正をかくと認められる場合即ち規定には該當しない單なる経歴のみで判定したとか、又は資料不足證據不十分な審査判定とか、或は適用條文の誤りがあるとか、又適格審査の問題でなく行政處分の問題と思はれる場合とか等の場合は、次のような處置となるのである。即ち中央教職員適格審査委員會は委員會規程第二十四條の規定により、原審査委員會の再審に付するよう文部大臣に對し請求し、その結果文部大臣は同規程第二十三條により、原審査委員會に事案の差戻をするのである。原審査委員會は右の場合、なるべく早く厳正公平な審査をするよう特に御配慮ありたい。なおこの際再審査に付せられることになつた旨本人に通知すると共に、審査の結果を本人及び當方宛遲滞なく通知されたい。

六、二級官及び二級官待遇の官吏の審査に關する件

昭和二十二年七月三十日
關資第四六二號總理廳官房監査課長通知

標記の件に關し今般連合國總司令部の要請により二級官及び二級官待遇の官吏（一國會職員にあつては之等の職に相當する職）の資格審査を行うこととなつたので左記事項御了知の上萬遺漏なきを期せられたく命により通牒する。

記

- 一、審査の對象は貴省（廳）及び貴省管轄の地方の各廳の二級官及び二級官待遇の官吏（國會職員にあつては之等の職に相當する職）とする。但し既に調査表を提出済の者及び教職員は除くものとする。
- 二、調査表は日英兩文にて二部必ず八月二二日まで中央公職適否審査委員會事務局に提出致されたい。但し地方の各廳の分は九月十日までとする。
- 三、調査表は貴省（廳）にて作成致されたい
- 四、言論報道關係者（總理廳令內務省令第三號參照）及び武德會關係者（七月二十五日內閣發表參照）は記載洩れのないよう留意しこれらの者の中で反證を提出しようとする者は、調査表に添えて提出しなければならぬ。

七、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件

昭和二十一年十月二十一日
發適四七七號適格審査室長通知

昭和二十一年勅令第二六三號に依つて除去された教職員に對しては、爾後教職員を對象とする講習會、研究會等の講師等に委嘱することは差控えられ度い。

八、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體に関する件

昭和二十二年六月三十日
發學二三四號 學校教育局長通知

昭和二十二年五月三日付政令第十五號（昭和二十年勅令第五百四十二號ボツダム宣言の受諾に伴い發した命令に関する件に基く町内會部落會又はその連合會等に関する解散、就職禁止その他の行爲の制限に関する件）により本年五月三十一日まで解散すべき團體の中に、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體が包含されるか否かの疑いを抱く向きもあるように聞き及んでいるが、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體は、右政令により解散を命ぜられた團體には當らないが、同政令第四條第一項本文の趣旨もあり、今後此の種團體の活動に一層期待しなければならぬ事情に鑑みても、本政令により就職禁止その他の行爲の制限を受けた者は、勿論公職又は教職から追放された者が、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體の長の職に在ることは適當でないと考えるから、貴管下各方面に右の趣旨徹底の上至急然るべく御措置願ひたい、尙本令に關して内務省と打合せ済みにつき御諒承下さい。

（参照）

政令第十五號（抜す）

第一條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き、町内會部落會又はその連合會の長の職に在つた者は、昭和二十二年五月一日から起算して四年の期間の満了するまでの間、従前町内會部落會又はその連合會の長の職務に屬した事務でその區域に係るものを主として掌る職に就くことができない。

昭和二十一年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き町内會部落會又はその連合會の長の補助職員であつた者（主として單なる勞務に従事した者を除く）は、昭和二十二年五月一日から起算して四年の期間の満了するまでの間、その地域において従前その職務に屬した事務を掌る職に就くことができない。

前二項に掲げる者で現にその職に在るものは、選滞なくその職を退かなければならない。

第四條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き町内會部落會若しくはその連合會又は隣組の長であつた者は、従前の當該團體の下部組織の構成員又はその所轄地域の住民であつた者に對して如何なる指令も發してならない。但し昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令）により覺書該當者でない旨の確證書の交付を受けて正當な任命又は選舉された公職に伴り義務と責任を果すために必要な指令を發する場合はこの限りでない。

第一中外印刷株式會社印行

IV-3